

戦後民主革命についての一考察

二 瓶 敏

1 はじめに

1945年8月15日の日本降伏後、日本を占領したアメリカ軍は、軍隊の解体や軍需生産の禁止によって日本の戦争遂行能力を除去するにとどまらず、侵略的な軍国主義の根源となった日本の政治・経済・社会体制の改編に取り組んだ。一般に「戦後改革」と呼ばれるものがそれであって、新憲法制定・財閥解体・農地改革・労働改革がその4本の柱をなした。すなわち、国家権力・資本・土地所有・賃労働という資本主義社会の基本的構成要素すべてにわたる抜本的な改革が行われたわけで、戦前の「軍事的半封建的」といわれた日本資本主義に対する革命的な変革（戦後民主革命）が、少なくともその第一歩が、記されたのである。しかし、これらの改革は、アメリカ占領軍による「外から」の改革であったということによって大きな限界を含んでいただけでなく、米ソ冷戦対抗の激化と日本国内における労働運動・人民諸階層の運動の急激な台頭を前にした占領政策の根本的転換によって、上記の改革の幾つかは緩和され、放棄され、あるいは逆転されることにもなった。そして、東西対立が火を吹いた朝鮮戦争を契機として、日本はアメリカの冷戦体制のアジアにおける拠点として位置づけられ、これに合わせた政治的・経済的再編への道を歩み始め、ついに新鋭重化学工業を基軸とする戦後の再生産構造を

形成して、「経済大国」への道を駆け上がるのである。

このような激しい曲折を経た戦後の日本資本主義の歴史のなかで、戦後改革とその帰趨をどう評価するのか、そもそもこれを戦後民主革命と呼ぶことができるのか、また戦後民主革命という性格をもっていたとしてもその課題は（基本的にせよ）達成されたと言いうるのか、そして、民主革命の成果が日本社会に定着して、日本が民主的な社会に転換したと言いうるのか、——こうした問題をめぐって、研究者の間にはなお大きな意見の相違がある。

この戦後改革または戦後民主革命は、日本資本主義の戦後再編の初発を規定したものであって、これをどう評価するかということは、戦後日本の政治・経済についての理解を大きく左右することになる。その評価の違いは、その後展開された日本の高度成長や、そこで形成された日本の経済構造の特質の把握に影響し、また、1990年代に始まり21世紀まで続いている長期不況の捉え方にも響いてくるのである。

だが、これまで、戦後改革のそれぞれの領域については、各分野の研究者による個別的な研究が進められてきたとはいえ、改革の全体像をとらえるための研究は決して容易ではない。そのためには、多くの領域にわたる改革とその変化を追跡し、それら諸領域における動向を相互に関連づけて、その推移を全体としてとらえると同時に、これらの改革とその帰趨を戦後日本

資本主義の半世紀にわたる歴史の中に位置づけるなければならない。とはいえ、これは、戦後日本資本主義の構造把握のためには不可欠な作業と言わなければならないのである。

本稿は、この大きな課題に全面的に応えることはできないが、戦後日本資本主義研究の一步として、戦後民主革命とその帰趨を捉えるための一つの視点を提示しようとするものである。

2 戦後改革をめぐる諸論議

A 民主革命の課題否認説について

大内力は、東京大学社会科学研究所編『戦後改革』（全8巻）第1巻『課題と視角』の冒頭論文でこの問題を扱っている。大内は、戦後をほぼ1955年くらいまでと押さえながらも、ここでは占領初期に行われた財閥解体・農地改革・労働改革にしばって分析を加え、財閥解体は1930年代以来の「財閥の変形」の前史を受け継ぐもの、農地改革は戦前米の地主制の衰退傾向と自作農創設事業を継承するもの、労働改革は階級有和政策という国家独占資本主義の一般的路線への立ち戻りであったとして、それぞれ戦前との「連続性」を強調し、戦後改革の「歴史的本質」を、戦前より進行しつつあった「国家独占資本主義のもつ内在的傾向の急性的な促進」¹⁾であると結論した。大内は、戦前の日本資本主義について、「封建的土地所有を基柢とし、その上に聳立する金融独占資本だとか、金融資本＝帝国主義段階の資本主義に対応する絶対王政権力だとか」という特殊性を主張するのは「およそ論理的に成り立ちようのない」²⁾議論だと切って捨て、したがって戦前日本資本主義が民主革命の課題を抱えていたことを否認したうえで、戦後改革が革命的な変化を意味し、日本社会に「断絶」をもたらしたという説を否定している。しかし、この説は根本から批判されなけ

ればならない。

財閥解体や農地改革の背景に上述の戦前の変化があったことは事実であるが、それらは財閥や地主の支配の基礎をなす所有権の不可侵を前提とした上でのことであって、戦後改革における所有の強制的転化（所有権の侵害）——財閥家族の所有株式の持株会社整理委員会への譲渡の強制や、不在地主の全貸付地と在村地主の1町歩（北海道は4町歩）を超える貸付地についての国家買収の強制と小作農への売却——とは本質的に異なる。戦後改革における所有の強制的転化は、アメリカ占領軍の絶対的権力の発動なしにはありえなかったのであるが、大内はこの決定的な差異を無視している。また労働3権（団結権・団体交渉権・争議権）を全く否認していた戦前と、それらを法的に承認した戦後とを「連続性」の論理で結びつけようとする大内の議論は、論理的に破綻していると言わざるをえない。

だが、大内の論議で最も問題なのは天皇制についてである。一連の戦後改革はそれぞれバラバラなものではなく、相互に関連しあった戦前日本資本主義の政治経済総体の変革をめぐる動きであった。その基軸には国家権力の変革、つまり天皇制の改編が、換言すれば「国体の変革」があったのである。「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」「天皇は神聖にして侵すべからず」と明治憲法に規定された絶対主義的天皇制は、新憲法によって根本的に改編され、「主権が国民に存する」ことが宣言され、天皇制は廃止されなかったとはいえ、「象徴」という存在に転化された。しかもこの根本的な改編については、戦前これに連なる前史は、——共産党が「天皇制打倒」を唱えて弾圧された以外には——全く存在しなかった。したがって、天皇制に関するかぎり、大内のいう戦前と戦後の「連続性」は立論の余地はないのである。そこ

で、大内は、戦後改革論においては天皇制の変革には一言も触れず、問題をもっぱら経済改革に限定して根本的変革を否定し、「連続説」を主張することとなった。大内自身、この弱点を意識していると思われるのであって、「経済過程は…社会の下部構造を形成しており、…戦後改革の歴史的本質も、経済改革の点でこれを見るとき、もっとも明確に把握することができる」³⁾という弁明を試みている。だが、社会の変革期には社会の下部構造だけでなく上部構造の変革も問題となり、むしろ上部構造の変革こそが社会変革の命運を決する鍵となることは当然であって、上の大内の弁明は、新憲法制定という戦後改革の基軸をなす現実を見ながら、なぜこれをあえて戦後改革論から放逐したのか、という問いには答えていないのである⁴⁾。

新憲法によって天皇制の絶対主義的性格が剥奪されたこと、そして頑強な地主の抵抗を排除して半封建的土地所有が廃絶されたこと、——これは現実のことである。戦後改革のこの現実、さかのぼって戦前日本資本主義が軍事的半封建的性格をもち、民主革命を解決すべき課題として抱えていたことを物語るものである。この現実を受け止めたうえで、民主革命の課題が果たして達成されたのかどうか、どこまで達成されたのか、ということが問われなければならない。このように民主革命という課題を認めた上で戦後改革を論じるのか、あるいは民主革命の課題を否認し、そのために天皇制改編という最重要の問題をあえて欠落させて、戦後改革についての偏頗な議論を展開するのか、——意見の対立点はここにある。

大内は、上記論文において、自らの見解を「連続説」と特徴づけて、民主革命を問題とする「断絶説」と対立させている。後にとりあげる大石嘉一郎も、上記書物において大内にならって、戦後改革についての見解の相違を「連続

説」対「断絶説」と整理している⁵⁾。こうした対立構図は、その後多くの論者に受け入れられてきた⁶⁾。しかし、戦後改革をめぐる見解の相違をこのような構図で描くことは、きわめて皮相な、形式主義的な取り扱いであって、問題の核心を逸らすことになりかねない。問題の核心は、戦前日本資本主義が民主革命の課題を抱えていたことを認めたとうえで、戦後の変革はこの課題にどこまで応えたかを問うことにあるのである。

B 民主革命の課題実現説について

大内説に対抗して、戦前来、民主革命の課題が残されていたという立場に立ったうえで、戦後改革によって民主革命の課題が（ブルジョア民主主義の枠内で）基本的に解決されたという見解が、有力な学説として提出されている。

大石嘉一郎は、『日本帝国主義史』第3巻『第二次大戦期』において、①「天皇制の改編」を始めとする「旧秩序の民主主義的変革」、②財閥コンツェルンを「ほぼ完全に解体」した財閥解体、③労働改革によって（その後の占領政策転換にもかかわらず）「労働権がはじめて成立した」こと、ならびに④「地主的土地所有〔を〕根底から解体」した農地改革、を挙げたうえで、「アメリカ占領軍主導の…『民主化』政策は、対象となった日本資本主義じたいの歴史にそくしてみれば、戦前来残されてきた民主主義革命の課題（前近代的諸関係の変革）を、敗戦・占領という特殊な条件の下でドラスティックなかたちで——ただしあくまでもブルジョア民主主義の枠内で——実現したものであった」と主張している⁷⁾。

林直道は、『現代の日本経済』（第5版）において、占領軍の民主化指令のもとで日本の民主勢力が急速に成長したことを強調し、「急激に発展する人民運動は、必死に旧体制の温存をは

かる支配勢力とたたかいながら、きわめて多くの民主主義的変革を成功させていった」として、①絶対主義的天皇制をおわらせ、主権在民の原則をうちたてたこと、②武力放棄の原則を明示したこと、③基本的人権を確立したこと、④労働者の団結権・団交権・スト権がみとめられたこと、⑤寄生地主的土地所有制度を廃止したこと、を列挙したうえで、次のように結論している。——「もちろん、これらの改革は日本の保守勢力の抵抗とアメリカ軍の介入によって、多くの不徹底な内容をふくんでいる。とりわけ天皇制については、『天皇は国民の象徴』といういい方で天皇の多くの特権をのこした。しかし全体として、これらの改革は画期的なものであった。それは明治維新において果たさるべくして果たされなかったブルジョア民主主義革命の歴史的課題を継承し、実現したものということができよう⁸⁾」と。

占領軍主導の戦後改革によって、戦前来持ち越されてきた日本における民主革命の課題への取組みが開始されたという点には同意できるのであるが、しかし、これらの説が、これによって民主革命の課題が実現されたと主張していることについては、強い疑念をもたざるをえない。次の4つの問題点を指摘しておきたい。

第1は、国家権力の問題についてである。戦後改革によって天皇制は絶対主義的性格を剥奪されて「日本国の象徴」とされ、国家権力の枢軸たる地位を奪われた。そして、半封建的地主制は解体され、戦前来の支配階級としては独占資本のみが——財閥解体を経て再編されたうえで——生き残った。これは、まさに国家権力をめぐる革命的変革に他ならなかったが、しかし、これは国内体制のことであって、この変革が他ならぬアメリカ占領軍の絶対的な権力のもとで行われ、占領軍が天皇と独占資本を従属させて日本を支配していたこと、したがって対米独立

の課題が新たな民主革命の課題として登場したことを見逃すことはできない。そして、占領終結後は、日米安保条約によって日本はアメリカに対する政治的軍事的従属国として確定されたのであって、この対米従属からの脱却の課題が戦略的な課題として残った。だから、戦後日本における国家権力の変化は、アメリカへの国家的従属と国内における支配体制の革命的変革という両面をもっていたのであって、その両面をブルジョア民主主義革命の課題実現と概括することはできない⁹⁾。大石と林は、後者だけを取り出して民主革命の課題実現と主張しているのであるが、それは国家権力論としては妥当ではないと言わざるをえないのである。

第2。大石と林が戦後民主革命実現を主張するとき、その焦点は国内の前近代的諸関係の民主的変革という点にしばられているのであるが、ここに問題を限定しても、なお疑問が残る。それは、まず、民主革命の主体と変革の成果の定着にかかわる問題である。

林は、上述のように、「日本の民主勢力」「人民運動」を主語とし、これが、「保守勢力の抵抗とアメリカ軍の介入によって、多くの不徹底な内容を」余儀なくされながらも、「民主主義的変革を成功させていった」と述べている。これによると、革命の主体はまさに「日本の民主勢力」だということになる。しかし、これは、「日本の民主勢力」の過大評価であって、事実認識としても正しくないと言わざるをえない。事態の経過は大石の次の引用文のいう通りであって、一連の民主改革は「外からの変革」にとどまったのである。

「改革の過程で日本ブルジョアジーはすでに変革主体たる資格を喪失しており、労働者・農民の変革運動は占領軍による『民主化』の遂行を下支えしながら、その先進部分にそれをこえる人民民主主義革命の潮流を生み出し

てくるが、この革命的潮流は占領軍によって厳しく抑圧され、それに対抗しうる有効な戦略を提示しないままに急速に後退していった。こうして占領軍による『民主化』は、戦後世界再編の一環としての『外からの変革』にとどまり、それをいかに日本社会に内実化していくかが、日本国民の課題として残されたのである。¹⁰⁾

事実はこの通りであって、日本ブルジョアジーは変革主体たる性格をもたず、彼らはむしろ民主的変革に抵抗するのみであった。国内の変革主体となりえたのは労働者・農民などの人民諸階層であったが、彼らは占領軍主導の民主改革を「下支え」したにすぎず、労働運動が占領軍の意図を越えて民主革命を進展させようとした時、それは抑圧された。しかし、そうだとすると、国内の変革主体たるべきものが脇役にとどまり、最後は抑圧されたという状況におかれながら、それでもなおかつ、日本における民主革命の課題が実現されたと言いうるのか、という疑問が生じる。「外からの変革」は「民主的」といわれる制度を創出したとしても、その創出を担うべき変革主体が不在または未成熟だとすれば、この「民主的」制度がその社会に定着するという保証はない。それでも、新制度の創出のみをもって、民主革命の達成をいいうるのか、という疑問である。事実、大石は、上の引用で、この「外からの変革」を「いかに日本社会に内実化していくかが、日本国民の課題として残されたのである」と述べており、このことは、大石が、占領軍主導の「民主化」はまだ日本社会に「内実化」していない、すなわち定着していない、と見ていることを示唆している。それにもかかわらず、民主主義革命の課題実現といいうるのか、という疑問が残るのである。

第3の問題点は、——今の点と関連するが——いわゆる「逆コース」をどう見るかという点

にかかわる。占領軍主導で民主改革が行われたのは占領初期であって、その後東西の冷戦対抗が激化するにつれて占領政策は民主化に逆行する方向に転換され、さらに占領終結以後の日本政府の反動政策によって、占領初期の民主改革はさらに空洞化されていった。占領初期の民主改革によって民主革命の課題が実現したとする上記の見解は、この「逆コース」による改革の空洞化を軽視しているのではないか、という疑問である。

もっとも、このような疑問を予想するかのように、大石は、占領政策の「転換」にもかかわらず、「その『経済の民主化』政策は『転換』後も基本的には維持されたとみることができると強調している¹¹⁾。また、浅井良夫は、占領政策転換以後の「逆コース」にもかかわらず、「憲法、農地改革、財閥解体にはほとんど手がつけられなかった。また、独占禁止・集中排除、労働改革、言論の自由の面では後退があったものの、基本的な枠組みまで破壊されることはなかった」として、「戦後改革の基本的な部分は維持された」と主張している¹²⁾。しかし、たとえば憲法の条文には変更が加えられなかったとはいえ、違憲の自衛隊の創設によって憲法の平和主義の理念と第9条は空洞化され、また「憲法と安保条約という根本的に原理の異なる基本法をもった2つの法体系」が併存するという「異常な状況」¹³⁾がつくりだされているのであって、戦後改革の要をなす憲法がおかれたこのような状態は、「逆コース」にもかかわらず民主革命の成果は維持されたとする説に対する強い疑問を提起するものである。

問題点の第4は、戦後民主革命の課題実現とされていることと高度成長との関連についてである。

大石は、占領軍の初期の労働組合育成政策が2.1スト禁止後転換し、左翼組合弾圧が強化さ

れたことを指摘しながらも、「このように労働改革は大きく旋回をとげたが、しかし、その中ではじめて労働権が成立し、なお日本の特性と限界をもつとはいえ、欧米なみの労資関係の社会改良主義的枠組みがはじめてつくられた」と言い、この「新たにつくられた枠組みがその後の経済成長を支えていったのである」とする¹⁴⁾。しかし、48年7月のマッカーサー書簡・政令201号以降、公務員の労働権（団体交渉権・ストライキ権）は剥奪されたのであり、また民間企業の労働者についても、後に論じるように、日本の労資関係のもとで労働者の人権抑圧がまかり通るのであって、日本において「欧米なみの労資関係の社会改良主義的枠組み」が形成されたという主張は極めて疑わしいと言わざるをえない。

他方、林は、最近の著作において、戦後民主革命→消費市場拡大→高度成長という説を展開している。すなわち、林は、日本の「高度経済発展」の要因として、「とりわけ戦後の民主改革によって実現された広範な勤労者・庶民の暮らしと権利を尊重する民主主義的諸制度の演じた役割を見落とすことはできない」として、①労働基準法（労働者の権利の確保）、②独占禁止法（中小企業保護とその労働者の暮らしと権利を拡張させた）③戦後の高度累進課税（所得格差緩和）、④社会保障制度の整備、を挙げ、「以上のような経済民主主義的諸制度が、資本主義的所得格差・貧富懸隔傾向が貫徹・拡大するなかでも、国民の暮らしと権利を守るのに一定の役割を演じ、同時に、そのことがたえざる消費市場の拡大・発展を生みだして、わが国の高度経済発展を下支えしたのであった」と主張している¹⁵⁾。

類似の主張をする論者に中村政則がある。中村は、戦後改革については、「近代化」（農地改革、家族制度の改正、教育改革）、「現代化」

（労働改革、財閥解体、独占禁止法）、「前近代残存」（天皇制イデオロギー、地方の社会構造）の3側面（三層の重層的改革）があると述べていて、最後の評価は一見不確定であるようにもみえながら、他方、この改革の結果を「戦後民主主義」＝「負け取った民主主義」という言葉で概括しているところから判断すると、「日本人がみずからの力で勝ち取った」わけではないがとにかく民主主義が実現した、と捉えているようである。そして、農地改革による「国内市場の拡大」、労働改革の結果としての「協調的企業別組合」の形成、財閥解体にともなう「経済界」の「活力」を挙げて、「戦後日本の高度成長は占領期の非軍事化と民主化があって初めて可能になったのである」と言う¹⁶⁾。

このように、これらの論者は、戦後民主主義がともかく達成されたとした上で、これが消費市場拡大や経済界の活性化や労働権確立・協調的労資関係形成等を通じて、つまり経済成長のための内的条件をつくりだし、「活力」を解放したことによって、高度成長を可能にしたと主張しているのである。この主張に対して、筆者は、基本的に否定的な考えをもっている。この点については、最後の節で論じよう。

C 「未完の占領改革」論について

油井大三郎の『未完の占領革命』によれば、アメリカの太平洋問題調査会（Institute of Pacific Relations）に所属した知識人たち（オーエン・ラティモア、ハーバード・ノーマン、トーマス・ピッソン、ルース・ベネディクトら）は、日米戦争のさなか日本の政治・経済・文化の研究に取り組み、それにもとづいて「対日構想として占領軍による『外からの改革』と日本の民衆による『下からの改革』とを結合するアプローチを提唱」し、彼らのこうした構想が「米国政府の対日占領政策の立案に…無視し

えぬ影響をおよぼすことになった」¹⁷⁾。「降伏後における米国の初期の対日方針」(1945.9.22)ならびに「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(1945.11.1)に盛り込まれた「日本国民による実力行使」容認規定は、こうして培われた「下からの改革」を助長しようとする意図によるものであった。45年10月4日のGHQの日本政府に対する「人権指令」はその線上にあり、3000人の政治犯の釈放を契機として民衆運動は一挙に盛り上がりを見せる。しかし、マッカーサーは、占領統治をスムーズに行うために天皇の権威を利用しようとし、「『下から』の改革運動の助長という占領政策の基本姿勢に反」して、日本人が天皇の戦犯問題や天皇制の存否について自由に討議する権利を行使する以前に、「国民の象徴」という形で天皇制の存続を決定してしまった¹⁸⁾。

油井は、これについてのピッソンの言葉——「天皇の存続は、たとえ彼の憲法上の公的権限にどれほど大幅な修正が施されたとしても、古い構造の土台を無傷に残し、寡頭勢力がその支配を維持する努力を促進した。日本では『王権神授』の伝統が依然として強力であり、我々が西洋で見出すような、王権を制限する民衆闘争という前提はない。占領当局が天皇を通じて統治を行ったという事実は、日本人をして、新しい自立の道を歩み始めさせる代わりに、引き続き以前からの天皇への依存関係の継続を助長させるに十分であった」——を引用しつつ、「天皇の憲法上の地位が主権者から『象徴』へ転換したといっても、それを、日本における立憲君主制の成立という形で単純には評価できないのであって、天皇と国民の関係を親子関係の延長上に位置づけるような血縁的な国家観、換言すれば、本来、権力関係として理解されるべき『国家』が『家』の延長として理解されるよう

な共同体的国家観の影響が根強く残ったこと」を指摘し、「占領軍は、当初は『下から』の改革を助長して政治指導層の交代を促したが、肝心の、戦後日本の基本的枠組みをなす新憲法の制定にあたって、マッカーサーは、結局、天皇の権威を利用した形での改憲を実施したため、初期の占領改革は、精神革命を未完とした政治制度革命にとどまったのである」と述べ¹⁹⁾、「日本での占領改革は未完に終わった」と結論している²⁰⁾。

かくして、戦後改革の核心をなす新憲法制定について、大石・林は「ブルジョア民主主義革命の課題の実現」と把握したのに対して、油井は「精神革命を未完とした政治制度革命にとどまった」と捉えている。このように相反する結論が生じた理由は、明らかに、民主革命の課題実現の成否を判断する基準が相違しているからである。すなわち、大石・林がそれを「政治制度の革命」にしているのに対し、油井は「精神革命」に、換言すれば、国民生活への定着に、おいている。油井が自説を補強するために、丸山真男の言葉——「戦後日本の『デモクラシー』が、いまだ国家機構の制度的＝法的な変革にとどまっていて国民の生活様式にまで浸透していないこと、従ってデモクラシーはまだ『舶来品』であって、古いナショナリズムに代わって国民の日常生活を内部から規定する積極的なシンボルになっていない」——を引用している²¹⁾のも、このことを強調しようとするためであろう。この点では、民主革命の成否の基準を「精神革命」に、あるいは民主主義の国民生活への定着に求める油井の(また丸山の)見解の方が妥当だと思われる。「政治制度の革命」に基準を求める大石・林の見方は、丸山に言わせれば、「民主主義的な憲法や法律が整備すれば、その途端に実体的な社会関係までも民主的になったかのように考える」「ウルトラ形式主

義」²²⁾ということになりかねない。

また油井は、天皇制残存とのかかわりで「日本人の権威主義的で、集団主義的な精神構造」が存続しただけでなく、こうした精神構造の故に「アジア蔑視観」が克服されず、「明治の文明開化期に見られた『脱亜入欧』と共通する精神構造の再現が見られ」、「国内の少数民族に対する差別を構造化」させたことを指摘し、その結果、——「戦争責任の主体的反省」を徹底させた西ドイツとは対蹠的に——日本がアメリカの革命中国に対する敵対的姿勢に便乗してアジアに対する戦争責任を棚上げしたことを告発している²³⁾。この点は、戦後民主革命を論じるときに見逃すことのできない重要論点をなす。日本における戦後民主革命の課題とは、国内における前近代的諸関係の一掃のみならず、侵略的な日本帝国主義の総決算を含むものでなければならなかった。したがって侵略戦争の責任の明確化と、アジア諸国民に対する謝罪、ならびに与えた損害に対する補償は不可欠の課題であった。しかし、アメリカ占領軍の庇護のもとで天皇の戦争責任は不問に付され、日本の戦争責任は一部のA級戦犯だけに矮小化されて本格的に究明されることなく、アジア諸国民への謝罪と補償は回避されつづけてきた。上記の、大石・林の戦後民主革命達成説において、この点への論及が全くみられないのは、戦後民主革命論としては大きな欠落と言う他はない。

とはいえ、油井の議論にも問題がないわけではない。大石・林も、油井も、戦後日本の民主革命を問題にする時、占領軍主導の戦後改革にのみ着目している。この戦後改革の終わりは冷戦対抗の激化にともなう占領政策の転換であって、大石はこの時期を「47年から48年にかけて（その画期、48年1月ロイヤル陸軍長官声明）」²⁴⁾ととらえ、油井は、「ワシントンでの対日政策の転換という意味では、1947年9月のドレーバ

ー陸軍次官の来日や同10月のケナン國務省政策企画本部長による対日政策の再検討の提言などから始まり、翌1948年10月にNSC13/2として結実するまでであろう」²⁵⁾とする。占領政策転換の時点についての細かい意見の相違はいまおくとして、ここまですられた戦後改革について、これを「戦後民主革命の課題実現」と見るか、「未完の占領改革」と見るかと、両者の見解は対立しているのであるが、いずれにせよ、戦後民主革命の帰趨がここで決せられたと見る点では、これらの論者は共通の考え方に立っているのである。しかし、上述の「逆コース」ともかかわって変革が「定着」したか否かを問題とするためには、戦後民主革命考察のタイム・スパンは占領後にまで延長すべきではないかと考える。この点は、第4節で取り上げよう。

3 占領下民主改革の限界

前節で、敗戦後日本の国家権力について、一方でこれがアメリカ占領軍の絶対的支配下におかれ、他方で国内の旧支配体制の革命的変革がなされたという2重の変化をこうむったこと、しかるに大石と林が後者だけに着目して民主革命の課題実現と主張していることを指摘して、疑問を呈しておいた。そもそもアメリカ軍の占領下において「ブルジョア民主主義の枠内」での「民主主義革命の課題の実現」がありえたのか、という疑問である。

戦後改革の主導者たるアメリカ占領軍は、対日占領において、自己のアジア支配の妨げとなった侵略的な日本帝国主義の非軍事化・無力化を「目的」としていた（「降伏後における米国の初期の対日方針」（1945.9.22）は「日本国にかんする米国の窮極の目的」として、まず「日本国が再び米国の脅威と…ならざること」を掲げていた）。アメリカは、終戦直後、アジアに

において、国民党支配下の「中国が極東における安定した指導国家になるという判断」にもとづいて中国政策を「極東政策の中核」²⁶⁾に据え、これを前提として、占領下においた敵国日本の非軍事化・民主化政策を推進し、日本を無力な「極東のスイス」たらしめるという方向を志向していた。だが、46～47年、ヨーロッパで米ソの対立が深刻化するとともに、中国内戦が激化し、共産党が国民党に対して優勢になるに従って、アメリカのアジア政策は根本的な変更を迫られ、対日占領政策も転換され、日本をアジアにおける反共の拠点として位置づけ、日本における資本主義経済の復興発展を促進するという方向に向かうことになった。

こうしてアメリカは、国際情勢の推移にともなうその具体的目標をシフトさせながら、ソ連・新中国に対抗してアジアを支配するという帝国主義的目的を追求したのであって、対日占領政策も、したがって日本の民主的改革も、この目的によって規定された手段にすぎなかった。「ブルジョア民主主義の枠内」での「民主主義課題の実現」は、——占領初期の改革を担当したGHQ内部の若干のニューディラーの主観的意図は別として——アメリカ帝国主義の本来の目的ではなかったのである。

アメリカ占領軍は、一方では日本人民に天皇制批判を含む言論の自由を与えたとしながらも、同時に、占領当初から「プレス・コード」等によって新聞・出版・放送・郵便などの検閲体制を敷き、厳しい言論統制のもとで占領軍批判を一切許さなかったものであって、占領軍による「日本の『民主化』・『自由』は、…決して日本国民に対し完全な自由と権利を容認するものではなく、アメリカの基準からはみでるもの・占領目的に反するものを規制・抑圧する原理を含んでいた。」²⁷⁾したがって、当初から民主的改革そのものには大きな限界が含まれていたの

あり、さらに、占領政策の転換にともなう反対物に転化することになった。

まず、新憲法は、絶対主義的天皇制の支配を否定し、国民主権と平和主義と基本的人権を基本原理としたもので、日本社会にとって革命的な民主的変革に他ならなかった。しかし、同時に、「象徴」天皇制は、油井の言うとおり、立憲君主制のカテゴリーで律することはできず、前近代的な権威主義的支配の土台を残すものであった。さらに、上記の占領軍による言論統制や、占領政策転換にともなう労働運動の抑圧や、50年の警察予備隊創設などによって、憲法の諸規定はあいっついで空洞化されたのである。

財閥解体について見ると、持株会社の整理はかなり徹底して行われながら、経済力集中排除は竜頭蛇尾に終わり、とくに巨大金融機関の分割は見送られ、賠償のための設備撤去も中止された。こうして、独占資本は、財閥形態の再編だけで本質的に生き残り、冷戦戦略にもとづいて、アメリカによって積極的にその再建が図られることになった。

農地改革については、あらかじめ強い制約が設けられていた。戦前の日本農業は、半封建的地主制とそのもとの零細農耕を特徴とし、したがって、この体制の克服のためには、地主制の解体とともに零細農耕の止揚が必須であって、そのために戦前の農民組合は「土地国有」のスローガンを掲げていた(1924年7月日農中央委員会決定)。これに対し、占領軍主導の農地改革は、地主制をドラスティックに解体したとはいえ、それは、農民を零細土地所有者たらしめて保守化させることを明確に意図したものであった。GHQは、「戦後の日本農村が共産主義浸透の肥沃な土壌になっているという確信」のもとに、「政治的に共産党に対して先手を打つ」ことを企図していたのであって²⁸⁾、マッカーサーは、46年10月1日、農地改革関連法案

の成立に際して、「健全穏健な民主主義を打ち立てるため、これより確実な根拠はあり得ず、又過激な思想の圧力に対抗するためこれより確実な防衛はあり得ない」²⁹⁾と声明して、この意図を表明した。この時期、農民組合は、農地改革に抵抗する地主と闘いながら、農地改革の徹底と農業改革＝「新農業組織」の結成（46年2月日本農民組合結成大会綱領）を目指し、先進地域においては集团的土地管理と農業共同経営への取組みを開始し³⁰⁾、また「農業協同組合の助長と奨励について立案を担当した農林省の農政局は、農業協同組合を『生産協同体』として育成する方針を打ち出し、部落または部落に準じる区域を地区とする農事実行組合に『土地および農機具の管理・共同作業・共同経営など』を委ねようとした」が、GHQは「生産協同体がソビエト流のコルホーズに発展していくのを恐れ」、「農業経営そのものの共同化を許そうとはしなかった」³¹⁾。

こうした農地改革によって、零細土地所有が一般化され、戦前来の零細農耕はそのもとに封じ込められて、地主制解体に続くべき零細農耕克服への道は妨げられた。そのために、——改革直後の1950年代前半には、農業生産力の向上をもたらしながらも——その後工業の高度蓄積が展開されるのとは逆比例的に、農業所得は伸び悩み、農業所得による家計費充足率は低下の一途をたどり、農民は大挙して兼業に走り、農業解体が進行するのである。したがって、改革の結果一般化された自作農の零細土地私有を、独占資本が支配する高度な生産力段階において、「人格的自立のための基礎」「農業発展のための必要な一通過点」と規定された古典的な「分割地所有」範疇（『資本論』第3巻第47章第5節）によって律することはできず³²⁾、むしろ農業生産力の本格的発展への桎梏となったのである。このことは、農地改革が、農民を真に農

業生産力発展の担い手として解放するものではなかったことを意味する。農民の真の解放のためにはこの零細農耕の枠を乗り越える自由が保障されなければならなかったが、それは占領軍によって阻まれたのである。

占領軍は、労働運動に対してはさらに厳しい姿勢で臨んだ。45年10月4・11日のGHQの指令にもとづく治安法規撤廃、政治犯3000人の釈放、労働組合法制定（46年3月施行）を起点として、労働運動を始めとする人民諸階層の運動が爆発的に展開された。合法化された共産党は民主革命の遂行を呼びかけて、人民運動の高揚に大きな影響を与えた。労働組合は急激に組織を伸ばし、46年8月、総同盟（日本労働組合総同盟、85万人）が結成され、同月、産別会議（全日本産業別労働組合会議、21組合156万人、組織労働者の43%）が発足した。この後、産別会議が労働運動全体をリードし、激しいインフレーションと飢餓的生活条件のもとで雇用確保と賃金の大幅引上げを要求するとともに、身分制撤廃・職場の民主化を求め、企業における資本の支配を掘り崩し、生産管理闘争をも含めて運動をもりあげ、倒閣と民主政府樹立を追求してゼネスト（47年2月1日）を準備するところまで行った。しかし、占領軍は、食糧メーデーに対するマッカーサーの威嚇声明（46年5月20日）や第2次読売争議に対する介入（46年6月）などによって人民闘争への抑圧姿勢を示していたが、2.1スト禁止後は、労働・人民運動に対する赤裸々な弾圧者として登場した。48年7月マッカーサー書簡（政令201号）によって公務員の団体交渉権・争議権を剥奪し、49年7～8月には下山・三鷹・松川のフレームアップによって国鉄10万人の首切りを強行し、50年には共産党幹部の公職追放・『アカハタ』の発行禁止・1万人を越える各産業でのレッドパージ・全労連解散を指令するに至った。このような

ファッショ的弾圧と、民同派による組合分裂活動によって、産別会議中心の労働運動は潰滅的な打撃を受けた。そして、50年7月には、GHQの支援のもとに、労資協調的な総評（日本労働組合総評議会）が結成された（参加組員276万人）。こうして、占領下の「下から」の民主革命勢力の主力をなす労働運動は閉塞させられた。

この事態の経過は、ブルジョアジーが民主革命の担い手でなく、民主革命の担い手は労働者を中心とする勤労諸階層のみであるという状況のもとにおいて、そしてまた、アメリカ帝国主義の絶対的権力の下において、そもそも「ブルジョア民主主義の枠内」における「民主主義革命の課題の実現」がありえたのか、という疑問を改めて提起するものである。すなわち、一方で、労働運動は、民主革命に敵対し、生産サボタージュで消極的抵抗を続ける独占資本に対し、経済的要求と労働者の権利確立を達成するために、企業における資本の支配を制約し、さらにこれを否定し、企業経営についての労働者統制を志向せざるをえなかった（45年末～46年の生産管理闘争の盛行はこれを実証した）。また、頑迷な反動的政府に対してゼネストによる倒閣を目指さざるをえなかった。すなわち、「ブルジョア民主主義の枠」を乗り越えて先に進もうとせざるをえなかった。他方、この御し難い労働運動を抑圧しようとする占領軍は、その死命を制するためには、これを「ブルジョア民主主義の枠」内に押さえこむだけに止まらず、「ブルジョア民主主義の枠」を破壊し、日本国憲法の規定などは弊履のごとく投げ捨てて、労働者の基本的人権たる思想・信条・言論・出版・結社の自由を否定するところまで突き進まざるをえなかった。こうして、敗戦後の日本資本主義の危機的状況のもとで、また東西冷戦対抗激化のもとで日本を冷戦体制の拠点たらしめようと

したアメリカ占領軍の絶対的権力のもとでは、「ブルジョア民主主義の枠内」で民主主義が安定的に実現するという状況は望みえなかったのである。

それでは、講和条約発効によってアメリカの占領が終結し、安保体制＝対米従属という枠組みの中ではあれ、日本独占資本が国家権力の支配者たる地位につき、独占資本の経済的再建も進んだ時、「ブルジョア民主主義の枠」が成立可能となったのであろうか。また、労働者の人権が保障されるような体制が作り出されたのであろうか。——こうした問題があらためて提出されなければならない。したがって、戦後民主革命がいかなる決着を迎えたかという問題は、占領中だけで結論が出せないのであって、占領終結後にまで視野を広げる必要があるのである。

4 戦後民主革命の帰趨と「1955年体制」

第2節の最後で指摘したように、戦後改革を民主革命とかかわらせて論じたすべての論者が、——それを民主革命達成とみるか否かの相違はあっても——占領政策転換をもってその帰趨が決着したと見ている。しかし、この時点で、戦後民主革命をめぐる対抗に決着がついたと見ることはできない。戦後民主革命の帰趨は、もう少し広いタイム・スパンをとって見るべきであろうと思われる。その大きな理由の一つは、戦後改革の要をなす憲法の改定が阻止され、現憲法の存続が確定されたのが1955～56年であったということである。戦後民主革命をめぐる攻防は、少なくともここまで続いたのである。

新憲法は、天皇を「象徴」として残すという反動的な要素を含みながら、第9条で戦争放棄と一切の戦力不保持を規定していた。これは、その後、日本を反共の拠点とし、そのもとで対

米従属的な軍備増強を進めるアメリカと日本政府に対する日本人民の抵抗の拠り所となつてゆく。朝鮮戦争勃発直後マッカーサーの指令によって創設された警察予備隊は、サンフランシスコ講和条約・日米安保条約発効の後保安隊に改組され、さらに54年に自衛隊に改編されたが、こうして現実に進められる再軍備と平和憲法との矛盾は糊塗しえぬほどに拡大してきた。アメリカ政府は、53年来日したニクソン副大統領の「日本に戦争放棄の憲法を強要したのはアメリカの誤りであった」という声明を通じて日本政府に改憲を要求し、これを受けて保守政党は改憲に向けて準備を始め、55年に鳩山首相は第9条を含む憲法改定の意志を公式に表明した。しかし、単独講和と日米安保条約締結頃から、日本人民のこれに反対する運動が高まり、それは52年の破防法反対闘争などを経て憲法改憲反対へと集約され、55年2月の衆議院選挙と56年7月の参議院選挙において革新派の議席を3分の1以上に押し上げて、改憲を阻止するに至った。こうして、アメリカ占領軍主導で制定された新憲法は、日米政府の改憲の意志に対抗して、日本人民の意志によって守られたのである。憲法はまさに「抵抗のシンボル」として「下から」の人民の力によって保持されたのである。

だが、この1955年というのは、いわゆる「1955年体制」³³⁾が形成された時であって、保守合同、社会党統一、ならびに共産党の6全協によって、その後長期にわたって続く保革の政治的対抗の構図がつくり出された時期であった。ここで革新派＝護憲派は衆参両院の議席の3分の1以上を占めたとはいえ、自民党は常時過半数の議席を確保して長期安定政権を担ったのである。ここにつくり出された保守（自民党）対革新（社会党中心）のおよそ2：1の対抗関係が、独占資本と労働者を中心とする勤労人民との政治的対抗を表現した姿であった。

自民党は、過半数議席を占めたが故に自衛隊増強＝実質的改憲を強行することができた。したがって、明文改憲は阻止されたといえながら、この憲法の条文は、決して日本社会の生活の中に実質的な規範として「定着」したとは言えなかった。憲法の平和主義の理念は「抵抗のシンボル」として多くの人民に浸透し、この後も人民運動にとって大きな役割を果たすのであるが、しかし、憲法とは原理的に相容れぬ日米安保条約と自衛隊の存在によって、憲法第9条は蹂躪され、日本の主権は制約され続けたのである。

こうして、1955年頃、憲法の改定は阻止されながら、その平和主義の原理は損なわれたのであるが、それでは、憲法の国民主権と基本的人権保障の原理はどうであったか。占領期、とくにその末期における基本的人権保障原理の蹂躪は、講和後修復され、「民主主義革命の課題」は「ブルジョア民主主義の枠内」で実現したと言いうるであろうか。この問題は、50年代前半の階級対抗の推移によって判断されなければならない。筆者は、この点でも、再度盛り上がった労働・人民運動も政府の政治的反動と独占資本の「合理化」攻勢に圧倒されて後退し、その結果、憲法の平和主義の原理のみならず、国民主権と基本的人権保障の原理も空洞化された、したがって戦後民主革命は最終的に挫折したと見ている。そしてその鍵は、労働者の人権侵害を当然視する企業における前近代的な資本支配の再建にあり、これが日本の労働組合をその根幹において腐食した点にあると考えている。

こうした視点に立つとき、戦後民主革命の主力たらしめた労働者を中心とする人民運動の歴史を、占領中の第1波と講和締結後の第2波とに分けて考察する必要があると思われる。第1波は、45年秋から47年2.1スト直前までの高揚期と、その後の弾圧による後退期とに分けることができるが、49～50年に第1波が潰滅的な

打撃をこうむった直後に、きびすを接するよう
に、第2波が台頭してくる。そして、50年代前
半大きな盛り上がりを見せて改憲を阻止するの
であるが、しかし、安保体制と一連の政治的反
動（逆コース）を打破することはできず、独占
資本の政治的支配の確立を許すことになった。

次節でこのこの人民運動の第2波の動きを概
観するが、あらかじめ、第1波（その高揚局
面）と第2波とを比較しておこう。——①第1
波においては、国内の前近代的諸関係の払拭が
民主革命の課題として立てられた（アメリカ帝
国主義からの独立の課題は占領軍弾圧のもとで
自覚されることになるが、この課題のもとで運
動を高揚させることはできなかった）のに対し、
第2波は、最初からこの独立の課題が平和擁護
と国内の民主化（反動政治に対する反対）と併
せて運動全体の課題として共有された。②第1
波では共産党が大きな推進力となり、労働運動
では産別会議が中心的役割を果たしたのに対し、
第2波では、共産党が分裂と極左方針によって
影響力を喪失したのに代わって、左派社会党が
影響力を伸ばし、労働運動では51年3月平和4
原則を採択して姿勢を転換させた総評が中心と
なった。③第1波においては、独占資本を敵と
する労働運動がやがてアメリカ占領軍との直接
対決を迫られ、その弾圧によって崩されていっ
たのとは異なって、第2波の運動は、主として
国内の階級闘争（独占資本とその政治的代表者
＝政府に対する労働者を始めとする人民諸階層
の対抗）という性格をもち続けた。④第1波の
労働運動は企業における資本の支配を掘り崩す
ところまで進んだが、第2波の時期、資本は企
業における支配権を奪還し、戦前来の前近代的
労務管理体制を再建したとみられる。この生産
点における資本支配の回復が、労働運動の展開
を制約し、民主革命第2波としての運動全体を
挫折に導いた深部の要因であったと考えられる。

管見の限りでは、これまでの研究において、
1950年代前半の階級闘争——安保体制下での日
本政府の「逆コース」と大企業の「合理化」攻
勢に対する労働運動の再度の高揚と社会党の前
進との対抗を中心とする——を、戦後民主革命
運動の第2波として論じられたことはなかった
と思われる。以下、この視点から、この時期の
階級対抗を概観しておきたい。

5 講和条約以後の戦後民主革命運動 の第2波

アメリカ帝国主義は、サンフランシスコ講和
条約（1951年9月8日調印、52年4月28日発
効）によって、対日占領という状態（第2次大
戦の延長であって、安定性・継続性をもたない）
に終止符を打ち、日本を「独立」させたとい
う形式をとりながら、同時に、日米安保条約
（調印・発効は同前）と日米行政協定（52年2
月28日調印）によって、米軍による日本の基地
の自由な使用権と沖縄・小笠原の施政権を無期
限に確保するとともに、日本に再軍備の責任を
負わすことができた。これによって、日本はア
メリカの冷戦体制のもとで、政治的・軍事的な
従属国の地位に固定されたのである。

この占領終結は、占領中、米軍の絶対的な権
力の陰にかくれ、その庇護の下にあったひ弱な
日本独占資本に、日本における支配体制の確立
という課題を突きつけた。この体制確立のため
に、日本独占資本とその政府は、第1に日米安
保体制の整備、第2に経済構造の再編（重化学
工業基軸の再生産構造の確立）、第3に労働者
を始めとする人民諸階層に対する支配の確立、
という課題を遂行しなければならなかった。以
下、占領終結から55年頃にかけて、この課題遂
行に向けて突き進む独占資本・日本政府と労働
者を始めとする人民諸階層との対抗を、①政治

的対抗（安保体制と政治的反動をめぐる対抗，改憲阻止と「55年体制」の成立），②経済的対抗（経済構造再編をめぐる対抗，人員整理と賃上げをめぐる闘争），③企業内の資本支配再建をめぐる闘争，の3つのレベルに分けて考察する。

A 政治的対抗（安保体制と政治的反動をめぐる対抗，改憲阻止と「55年体制」の成立）

（1）日米安保体制の整備

サンフランシスコ講和条約・日米安保条約によって，日本国は，アメリカの冷戦体制のもとで政治的・軍事的な従属国の地位に固定され，戦後日本資本主義の国家権力機構の外枠が確定された。

対日講和条約は，ソ連など社会主義圏を排除して締結され，それら諸国との国交回復の問題を残した。さらに重要なことは，この講和会議に中国・南北朝鮮が招請されず，インド・ビルマが参加しなかったこと，また後にアメリカの圧力によって日本政府が台湾政府と平和条約を結び，大陸中国を実際に統治する新中国政府を無視したことである。これによって，「中国・朝鮮への侵略という，日本の戦争責任の最も根本的な問題が不問に付され」，「アジア諸民族に対する日本の戦争責任〔は〕棚上げに」された³⁴⁾。今日にまで続くアジア諸民族への日本の戦争責任未解決問題の根は，ここに発するのである。

日本政府は，講和発効後，安保体制の整備を求めるアメリカの要求を受けて再軍備を推進した。まず52年8月保安庁を設置し，警察予備隊を保安隊（11万人）に切替えた。次いで54年3月，日米相互防衛援助（MSA）協定が調印された。これによって，日本はアメリカの軍事援助を受け入れるとともに，これに付随した日米農産物購入協定によってアメリカの余剰農産物

（小麦）を購入し，その代金を日本の軍需産業育成にあてるとともに，日本は再軍備をさらに進める義務を負った。これにもとづいて，6月，防衛庁が設置され，保安隊は自衛隊（陸海空の3軍構成，「直接・間接侵略に対する防衛任務」を明記，1955～60年度に陸上自衛隊18万人・海上自衛隊12万トン・航空自衛隊500～700機の計画）に改組された。自衛隊は「米軍のひとつの戦闘単位として」³⁵⁾，「在日米軍と〔軍事援助〕顧問団を通じてハワイ〔にある太平洋方面3軍司令官〕の直接指揮下にくみいれられている」³⁶⁾存在であった。また，この年，秘密保護法が制定された。こうして，アメリカの冷戦体制の一環に組み込まれた日本国家の暴力装置の中核に，米軍補完部隊たる違憲の自衛隊が据えられたのである。

（2）政治的反動化

政府は，安保体制のもとでアメリカの要請にもとづいて再軍備を進めると同時に，これを支える国内の反動的支配体制を確立するために，政治的再編を推し進めた。

第1に，政府は，占領中の団体等規制令や政令325号（占領目的阻害行為処罰令）の失効にともない，これに代わる治安確保のための法的整備を目論み，破壊活動防止法案——「暴力主義的破壊活動」を取り締まるために公安調査庁と公安審査委員会を設け，「破壊活動のおそれ」ありと認定された団体の解散と個人の処罰を可能にする法案——を，講和条約発効の直前に国会に提出した。この法案に対しては，戦前の治安維持法の再現をめざすものとして，数次にわたる労闘ストを始めとする広汎な反対運動が展開されたが，政府・与党はこれを押し切って成立させた（52年7月）。

第2に，政府は，破防法とほぼ同時に労働法規改定（労働基準法改定による最低労働条件の

大幅緩和、労働組合法改定による労働協約の有効性にかんする規制の強化、労働関係調整法改定による強制調停と争議行為制限の強化、および地方公営企業労働関係法の制定）を強行するとともに、53年8月、電力産業と石炭産業におけるストライキを制限するスト規制法を制定した。

第3に、政府は警察法改定（54年6月）を強行した。これによって、旧警察法（47年制定）にもとづく自治体警察と国家地方警察の2本立て組織は都道府県警察に一本化されて、警察組織は中央集権化された。同時に、この改定とともに警備公安警察（思想警察的情報収集活動と反政府的運動に対する治安警備活動を2大活動領域とする）が「活活化」し、「明確に政治警察の機構となるに至った」³⁷⁾。

第4に、政府は地方自治法の改定（52年）、自治庁の設置（同年）、地方財政平衡交付金の地方交付税への改組（54年）を行った。これによって地方自治が大幅に制限され、国による財政面からの地方自治への介入が強化された。

第5に、政府は、54年6月、教職員の政治的活動を禁止し、政治にかんする教育を厳しく制限する教育2法（教育公務員特例法改正・義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保にかんする臨時措置法）を成立させ、56年6月、都道府県・市区町村の教育委員を住民による公選制から首長による任命制に改める新教育委員会法を公布した。他方、教科書検定強化を企図した教科書法案は廃案となったが、政府は文部省令によって常勤の教科書調査官制度を設置して検定を強めた。その結果、「憲法、教育基本法に忠実な教科書ほど不合格が多く、それに違反した教科書ほど合格率が高いという奇妙な現象が生じ、文部省自身が教科書は「実質的には国定と同一である」と認めるほどの状況になった³⁸⁾。そして、56年、愛媛県で校長による

教員の勤務評定が強行された後、政府・自民党は日教組の反対を押し切ってこれを全国に押し広げ、教育統制をさらに強めた。すでに50年に文部大臣（天野貞祐）は祝日に「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱を求める談話を発表し、全国の教育委員会と大学に通達していた³⁹⁾が、これに反対する現場教員との対立が深刻化する中で、58年文部省は小中学校の学習指導要領を改訂し、「国旗掲揚と国家斉唱」を「望ましい」と明記して、これをさらに強制しようとした。このように、教育の反動化・日教組の無力化は、独占資本支配確立のための不可欠な柱として推進されたのである。

こうして、人民の権利を制限しつつ、地方自治・教育・警察という国民生活の基礎的分野において反動的・中央集権的支配の体制がつくられたのであって、民主主義の理念は空洞化された。このような反動攻勢の総仕上げとして、アメリカの意を受けた「憲法改正」への動きが本格化した。これを許すか否かがこの時期の政治的対抗の焦点となったのである。

(3) 民主革命勢力の再登場

東西冷戦対抗が激化して戦争の危機が高まった49～50年頃、階級的労働運動が壊滅的狀態に追い込まれ、社会党と共産党が分裂と内紛で弱体化して、組織的な抵抗運動が困難であった状況のもとで、平和問題談話会を結成（49年3月）した知識人の活動が大きな役割を果たした。彼らは雑誌『世界』を舞台として、日本人の戦争責任について論じ、全面講和・中立・基地提供反対・非武装を訴えた。49年10月に出版された戦没学生の手記『きけわだつみの声』は大きな反響を呼び起こした。50年3月の「ストックホルム・アピール」による原子力兵器禁止要求と、51年2月世界平和評議会の「ベルリン・アピール」による5大国の平和条約締結要求は、

広い賛同署名を集めた。この気運のもとで、49年12月、社会党は平和3原則（全面講和、中立堅持、軍事基地反対）を決定し、51年1月には再軍備反対を加えて平和4原則とした。そして、占領軍の直接的後見のもとで反共的労働組合の結集体として組織された総評は、51年3月の第2回大会で平和4原則を採択し、総評結成時の目標であった国際自由労連加盟を廃案にした。こうして明確に姿勢を左に旋回させたのである。そして、高野実事務局長のもとで、賃金闘争についても新たな路線を提示するとともに、政治的反動化に抵抗し、基地反対・原水爆禁止のための運動に積極的に取り組んだ。総評のこの姿勢の転換は、人民諸階層の運動を盛り上げるための推進力となった。これは、一度は弾圧された「下からの」民主革命の担い手が再度舞台に登場してきたことを物語るものであった。その統一綱領となった平和4原則は、まさにこの段階における民主革命の目標を示すものであった。

そして、上記の政治的反動に対して激しい抵抗運動が展開された。破防法に対して、総評・労関（労働法規改悪反対闘争委員会）のもとで労働組合は5波にわたるストライキを行い、とくに法案上程翌日の第2波では、海員・電産をはじめ13民間単産110万人がストに入り、官公労働者240万人が抗議行動に参加した。この反対運動はかつてなかったほどの広がりを見せ、学生・婦人・宗教団体・日本新聞協会・文化人団体・各大学教授団も反対を決議し、学術会議も「学術思想の自由を圧迫するおそれ」を表明した。この統一行動のエネルギーは画期的なものであったが、しかし法案成立を阻止することはできなかった。

54年の教育2法案に対しては、総評・日教組が反対闘争に立ちあがった。その後、道德教育推進、教科書法案、教科書検定などの文部省の反動的文教政策に対し、日教組や、歴史学者・

教育学者などを先頭とする反対運動が続けられた。

安保体制のもとで米軍基地の拡張が相次いだ。52年秋からの石川県内灘村の米軍射撃場新設反対闘争では、漁民・労組・革新政党の反対運動が熾烈に行われ、北陸鉄道労組による軍需品輸送拒否闘争がこれを支援した。55年には立川米軍基地拡張に反対する住民・労組・学生の砂川闘争が大闘争に発展し、警官隊との衝突による多数の重経傷者を出しながら、ついに拡張を断念させた（56年10月）。

基地闘争と並んで、原水爆禁止運動が大きな盛り上がりを見せた。54年3月1日、マーシャル群島ビキニ環礁沖で第5福竜丸がアメリカの水爆実験による「死の灰」をかぶり、乗組員1名が死亡した。この事件は全国に衝撃を与え、東京都杉並の主婦の提唱で原水爆禁止署名運動が始まり、3000万人の署名を集めた。これが契機となって、55年8月広島で原水爆禁止世界大会が開かれ、原水爆禁止日本協議会が結成された。

（4）改憲阻止と「1955年体制」の成立

講和＝安保条約発効後、対米従属下での再軍備の強行と政治的反動化と保守政党の改憲への動き、ならびに独占資本の復活と「合理化」による労働者への犠牲の転化は、労働運動・平和運動・基地反対闘争などを高揚させた。この運動の高揚を背景として、革新政党、とくに左右社会党が目覚しい躍進をとげた。51年10月の社会党分裂時、衆議院の議席は右派29名・左派16名であったが、52年10月総選挙の結果右派社会党57名・左派社会党54名・労農党4名となり、53年4月総選挙の結果左派社会党がリードして72名、右派社会党66名・労農党5名、共産党1名となり、55年2月総選挙の結果左派社会党89名・右派社会党67名・労農党4名・共産党2名

となった。53年以降、警察法改定・教育2法などの逆コースに対して左右社会党の共同闘争も行われるようになり、党内外から反動化に対抗して両社会党が統一し、政権獲得を目指すべきだという声が高まった。これを受けて、両社会党の協議が続く、55年10月ついに左派の主導の下で統一に漕ぎ着けた。統一社会党の綱領は、平和革命を通じて社会主義への移行を目指すと同時に、アメリカへの軍事的従属から脱却するために民族独立を課題とするものであった。

一方、講和発効後、公職追放解除された政治家たちの政界復帰を受けて、保守陣営の間で、現憲法下でのなし崩し再軍備を進める吉田首相と再軍備のために憲法第9条の改定を求める鳩山一郎との路線対立を含みながら、指導権をめぐる紛争が続いていた。そうしたなかで、53年の総選挙で吉田内閣の与党自由党が過半数を割るに至り、政権は極めて不安定な状況におちいった。そして、54年4月の吉田内閣の指揮権発動問題——造船汚職にかんして吉田首相が犬養法相に指揮権を発動させて自由党幹事長佐藤栄作の逮捕を阻止した事件——によって、この内閣は国民の支持を一举に失った。こうした保守政権の不安定な状況のもとで、左右社会党が大きく躍進し、左派の主導のもとで統一への気運を醸成させていたことは、独占資本と保守政治家に深刻な脅威を与え、「このままの政治の推移では容共社会党の天下となり、民族の自滅を将来する」⁴⁰⁾という危機感を抱かせた。53年4月、財界4団体（経団連・日経連・日本商工会議所・経済同友会）は、保守諸党・右派社会党あてに「安定政権の確立」を要請し、54年5月、経団連は「政局の安定」を要望するなど、財界団体は保守政界に繰り返し圧力をかけ、ついに54年12月吉田内閣を見放して、総辞職に追い込んだ。そして55年5月、経団連総会は重ねて「保守合同要望の決議」を採択した。この「決

議に現われた財界の総意は、難航しつつあった保守合同を推進する一大転機」⁴¹⁾となり、社会党統一の1ヵ月後の55年11月に、民主・自由両党が合同して自由民主党が結成された。

こうして、自民党と社会党を中心とする革新政党という保守の対立構図（「1955年体制」）が形成された。

ここで、社会党を中心とする革新政党（労農党・共産党を含む）は、55・56年の衆参両院議員選挙において、それぞれ3分の1を越える議席を獲得することによって、鳩山首相の改憲の企図を挫折させた。だが、自民党は3分の2議席には達しなかったが、その後長期にわたって絶対多数の議席を維持し、政権政党たる位置を独占し続けた。このため、自民党は、毎年度の防衛予算や60年安保条約改定などの憲法違反事案を、国会において多数で押し切って制定させることができたのであって、憲法を実質的に空洞化させる政治の反動化を推進した。他方、社会党は万年野党の地位に甘んじ、その中で「実質的に保守体制に組みこまれる」という「一種の退廃」が生じた⁴²⁾。

自民党は、財界からの巨額の献金を受け、その意思を代表する独占資本の権力の執行者であった。その政策決定にあたっては、自民党の各種部会や政府の各種審議会等において自民党議員・財界代表・高級官僚の間で意思の疎通が図られ、相互間の人的交流も盛んに行われた。一言にして、「保守合同以後の自民党政権の下で、政・財・官の一体化は著しく進んだ」⁴³⁾なのであって、この資金提供と人的交流と政策決定のメカニズムが自民党の長期独裁政権を支えたのである。また、50年代を通じて、農協・中小企業政治連盟・日本遺族会などの団体が自民党の下に編成・系列化され、さらに、戦前の町内会・部落会が殆どの地域で復活して、自民党の地盤となった。

55年頃に確定されたこのほぼ2対1の保革対抗構図は、占領終結後の日本における階級闘争の帰結であった。ここで、対米従属国日本における独占資本の政治的支配が確立され、戦後日本的な国家権力体制の骨格が形成された。その意味で戦後政治体制の出発点であった⁴⁴⁾。そして、これはまた、55年を起点として展開する本格的な経済再編（戦後日本に特有な重化学工業基軸の再生産構造の構築）を推進するための政治的枠組みをなすものであった。

この「55年体制」——革新勢力による一定の制約を受けながらも自民党が安定政権を維持する体制——は、日ソ国交回復（56年10月）と国連加盟（56年12月）を経て、60年安保条約改定と三池争議によって補完され、完成された。この間、岸内閣は58年10月、警察官職務執行法改定案を国会に提出したが、戦前の「オイコラ警官」を連想させるあまりにも時代錯誤的な法案に対して激しい反対運動が起こり、ついに廃案に追い込まれた。また、60年の安保改定の際の自民党の強行採決に対しては澎湃としたデモ隊が連日国会を包囲し、ついにアイゼンハウアー米大統領の訪日をキャンセルさせ、岸内閣を崩壊に追い込むという勢いを示したが、条約批准そのものを阻止することはできなかった。そして、総評内部でもっとも戦闘的な炭労の三池における闘いに対して、独占資本は「総資本対総労働の対決」と位置づけ、全力を投入してこれを制圧した。かつて、49～50年においては、階級的労働運動の制圧を占領軍に全く依存していた独占資本は、もはや占領軍の力を借りることのできなくなった講和後のこの時点になって、ようやく独力で階級的労働運動をほぼ完全に押さえ込むのに成功したのである。こうして、「55年体制」として築かれた独占資本の支配体制は、およそ1960年をもって完成したと言えるのである。

B 経済的対抗（経済構造再編をめぐる対抗、人員整理と賃上げをめぐる闘争）

(1) 日本経済の脆弱性

敗戦によって日本経済は瓦解し、激しいインフレのもとで国民生活はどん底に陥ったが、アメリカの援助を受けて徐々に生産が回復した後、49年ドッジ・ライン（インフレ抑止と単一為替レート設定）によって日本経済の「自立」——インフレ抑制と企業「合理化」によって日本工業の国際競争力を強化し、アメリカの援助なしで国際収支の均衡を図ること——が至上命令として課せられた。このショックで厳しい不況が到来したが、50年6月朝鮮戦争の勃発と米軍特需によって日本経済はこの苦境から救われ、その後生産を急激に上昇させた。鉱工業生産指数（1934～36年基準）は、51年に100.7で戦前レベルを回復し、55年には153.6で戦時中のピークに到達するまでに至った。日本資本主義の戦後再編が開始されたのである。

だが、この50年代前半、製造業は軽工業優位の構成をとっており、その比重を僅かながら高めた⁴⁵⁾。朝鮮特需による生産上昇を受けて、それまで飢餓的生活条件のもとで抑えられていた消費需要が噴出し、農業とともに、消費財を主として供給する軽工業が大きく伸びたためである⁴⁶⁾。戦前日本工業は繊維産業を中心とし、中小零細企業が大きな比重を占めていたが、その特徴が再現したといえよう。しかし、戦前は繊維製品（綿・絹）を中心とする輸出によって原燃料・機械等の輸入をまかなうことができたのに対し、戦後の新しい条件のもとではそれはもはや不可能であった。戦後、化学繊維が登場し、また旧植民地諸国が独立して独自の軽工業を育成したため、繊維製品はもはや輸出の中心とはなりえなくなったからである。他方、日本の重化学工業は、戦時中、軍需産業として急拡張されたが、50年代前半、設備は老朽化し、技

術水準は欧米に大きく立ち遅れていた。こうして、軽工業はもはや輸出の主力たりえず、輸出を担うべき重化学工業はなお弱体であったため、この時期、日本の貿易は毎年大幅赤字であって、それを特需で補填せざるをえない状態であった。『経済白書』53年版は、これを「特需にすがりつかなければ立ってゆけないような歪んだ経済」と評した。

そこで、輸出の基軸たりうる新鋭技術装備の重化学工業の構築が、日本資本主義にとって必須の要件となった。また、アメリカも、日本をアジアにおける冷戦体制の拠点（米軍の兵站基地、日本再軍備の基礎、東南アジア開発の拠点）たらしめるために重化学工業の育成を求めた。だが、日本独占資本は脆弱で、自力でこの内外の要請に応えることができなかったため、政府が、アメリカの支援（技術導入、世銀借款など）を受けながら、このために万全の体制をつくらなければならなかった。——①長期資金供給のために開発銀行・輸出入銀行設立、長期信用銀行2行の開設、財政投融资機構の整備、低金利政策等、②外貨割当による輸入統制（原燃料・新鋭機械設備輸入を優先、競争製品輸入の阻止）、③外資・外国技術輸入促進策、④資本蓄積促進のための特別償却制度・租税減免制度の創設、資産再評価、⑤独占禁止法改定による資本集中の容認、⑥生産性本部設置、など。

こうした諸政策のもとで、この時期、鉄鋼第1次合理化計画や電源開発など、4大重点産業（鉄鋼・電力・海運・石炭）中心に設備投資が推進された。重化学工業の独占的大企業は、政府の育成策に従い、欧米から新技術を導入しつつ設備投資に取り組むとともに、中小企業を下請系列化し、これを自己の生産力体系にとりこんで、そこでの低賃金労働力を利用しようとした。生産拡大にともなって臨時工・社外工の雇用を増加させた。しかし、全体としてみると、

この時期の「合理化」投資はなお部分的で（たとえば鉄鋼業の投資は圧延部門に集中）、本格的な新鋭重化学工業の創出にはほど遠いものであった（この課題は、1955年以降の高度成長を通じて60年代半ばに達成されることになる）。

講和発効の翌53年度、政府は均衡財政の枠を越えて積極政策を推進し、これに誘導された設備投資や消費需要拡大によって生産は大幅に増加した。しかし、「これは特需で蓄積された外貨の喰いつぶしの上に咲いたアダ花」⁴⁷⁾にすぎず、日本の物価割高にともなう輸出不振と輸入増加によって国際収支の赤字は危機的状況に達した。加えてアメリカからの強い予算緊縮の要請を受けて⁴⁸⁾、金融・財政両面から引締め政策を余儀なくされ、日本経済は54年に深刻な不況に突入した。企業倒産が相次ぎ、各産業で人員整理が強行され、失業者が激増した。日本経済と日本独占資本の脆弱性がここに露呈されたわけである。この不況のもとで、「日経連は〔昭和〕29年春以降の労組の賃上げ攻勢にたいし、これまでにない統一体制と強硬な姿勢で臨んだ。その主要な要求をほとんど事実上は『定期昇給』と『一時金』に切換え、逆に賃金引下げと企業整備の攻勢を展開していった。」また「中小企業の場合は遅配・欠配が相つぎ、事実上は相当いちじるしい賃下げ」となった⁴⁹⁾。日本独占資本は大きな弱さ>を抱えるが故に、いっそう〈凶暴〉になって、労働運動制圧に乗り出してきたのである。労働運動はこうした資本の攻撃の前に立たされることになった。

(2) 高野ラインのもとでの経済闘争

この時期、総評は、政治的反動に抵抗し、平和と民主主義を希求する上記の政治闘争の推進力になるとともに、賃金闘争を中心とする経済闘争においても新たな取組みを試みた。

占領初期、産別会議の主導下で労働運動が高

揚した1946年11月に獲得された電産型賃金体系は、画期的な意義をもっていた。それは、「戦前、戦時を通じて日本の支配的な賃金形態となっていたところの、僅少な基本給と圧倒的な慈悲的手当制度、および身分制度にもとづく差別的な賃金支払という封建的な色彩の濃い賃金形態」⁵⁰⁾を克服し、経営者の一方的な人事考課を廃止させるもので、理論生計費にもとづく最低生活保障賃金制の原則を実現するために、基本給（生活保障給・能力給・勤続給から成る）を中心とする賃金体系を打ち立て、物価騰貴に応じて賃金をスライドさせようとするものであった。この賃金要求方式は大きな影響力を発揮し、他の産業分野にも広く普及した。産別会議は、こうした成果の上に立って最低賃金制と社会保障制度の確立を志向し、賃金闘争を政治的な変革の闘争と結合しようとした。

だが、2.1スト禁止後の労働運動の抑圧の下で、占領軍と日本政府の賃金政策がその後の賃金問題処理の軌道を敷くことになった。その特徴は、第1に「賃金支払い能力論」（48年11月GHQの「賃金3原則」にもとづく⁵¹⁾）によって「賃金闘争を企業のワクの中に押し込め」たこと、第2に「ベース賃金制」（47年7月片山内閣の新物価体系・賃金1800円ベースを始めとする）によって賃金闘争と妥結の焦点を平均賃金額にしぼり、賃上げ総額の個人別配分を経営側が掌握したこと、第3に「能率給」と「職階制給与体系」の導入（48年国鉄への導入を始めとする）によって「賃金の上下の格差を異常に増大」させたことである⁵²⁾。この時期労働組合のイニシアティブを握った民同派と総同盟は、賃金闘争を政治闘争から切り離すとともに、賃金闘争についてはこうした路線に沿う姿勢をとった。

総評は、平和4原則を決定して左旋回を遂げた後、高野実事務局長のもとで、52年2月「賃

金綱領」を発表した。それは、支払能力論とベース賃金制と職階給制を打破しようとするもので、「健康にして文化的な生活」を営むことのできる賃金水準として「最低手取り7万円」を基本目標とし、当面「戦前賃金水準、手取り2万5000円の即時回復」を要求し、最低賃金制と社会保障制度の確立を求めるものであった。それはまた、大企業の労働組合もこの要求を実現するために、中小企業・家内工業・未組織労働者のエネルギーを結集すべきこと、低賃金の基盤となっている農村の生活水準の低位を克服するために労農提携が必要であることを説き、その根本として労働法規の改悪に反対し、戦争と再軍備に反対し、平和憲法擁護を訴えるものであった⁵³⁾。この賃金綱領にもとづいて、鉄鋼労連のマーケット・バスケット方式による大衆的な賃金要求の作成（幹部闘争から大衆闘争へ）、電産型賃金要求をさらに発展させた全自動車の賃金3原則（最低生活保障、同一労働同一賃金、統一の原則）、合化労連の個別賃金要求（一律・プラス・アルファ方式）などの提起がなされた。52～53年、こうした新たな創意にもとづいて、賃金闘争は破防法反対やスト規制法反対などの政治闘争と絡みあいながら展開され、大きな盛り上がりを示した。

53～54年、不況のもとで企業の人員整理が多発する中で、総評は、完全雇用を実現するために「労働プラン」の構想を打ち出した。これは、安保体制下のMSA協定にもとづく「軍事経済」化を阻止し、「平和経済を破壊から守る」ために労働者の立場から「産業綱領」を作成しようとするもので、そのプラン作りのために平和経済国民会議を開催した（53年12月、労働組合員・学者・農民・中小企業家・宗教家・政党代表を含む数百名の集会がもたれた）⁵⁴⁾。さらに、各労組の賃金・人員整理反対闘争を、その組合の労働者だけでなく、家族ぐるみ・町ぐる

みの闘争に広げるといふ、「ぐるみ闘争」路線を提起した。「高野ライン」は、こうした地域ぐるみの諸闘争を「労働プランをヴィジョンにして『平和経済国民会議』運動へと収束させ、その延長線上にアメリカ帝国主義からの完全独立をめざす政権樹立を展望していたのである」⁵⁵⁾。

しかし、朝鮮特需以降体制を立て直した独占資本は、日本資本主義の本格的再編に向けて企業「合理化」を進めるために、その障害となる階級的労働組合に厳しく対処した。彼らは、組合の要求に受身で対応するだけではなく、むしろ人員整理の強行や組合分裂工作などを通じて、組合活動を制圧するために極めて攻勢的な姿勢をとった。

1952年夏から秋にかけて行われた炭労と電産のマーケット・バスケット方式にもとづく賃上げ闘争は、炭労63日スト、電産90日ストという長期の闘いにもかかわらず、組合側の敗北に終わった。炭労は、17社を一本にまとめた中央統一交渉を貫こうとしたが、常磐労組が炭労を脱退し、日鉱九州も独自にストを中止するなど、組合内部の足並みが乱れ、結局98%アップの要求に対し僅か7%アップで妥結せざるをえなかった。電産は、電力会社の9分割（51年5月）にもかかわらず、産業別単一組合を維持しており、中央交渉によって決着を図ったが、これに対し経営側は、争議の途中から中央交渉を拒否し、各社交渉でなければ交渉に応じないとの態度をとった。その結果、第二組合の発生をみた中部を始めとして関西・関東の各地本があいついて地方交渉に入ってそれぞれ妥結し、組合中央本部が浮き上がることとなった。その結果、大幅賃上げを獲得できなかっただけでなく、電産型賃金は破壊され、電産は組織的にも壊滅的打撃を受けた。この後、企業別に組織された組合が電産を脱退して電力労連を結成し（54年）、電産は少数派に転落した。

53年春、全自動車労組日産分会は全自統一要求にもとづく賃金要求を会社に提出したが、会社側はこれを全面的に拒否するとともに、就業時間中の組合活動制限を通告して極めて強硬な姿勢で臨んだ。組合側はストを繰り返して闘ったが、会社側はロックアウトを行い、組合幹部を解雇した。その中で第二組合が形成され、闘争は敗北に終わった。その後、全自動車（産業別単一組合）そのものが解散し、各社ごとに企業別組合が組織された。

石炭産業は、52年から外国炭輸入増大・石炭から重油への転換開始によって圧迫され、53年1月以降、中小炭鉱の売休山が相次ぎ、8月以降は大手各社においても5万名にのぼる人員整理が進められた。これに対して炭労は激しく抵抗したが、8月、三菱の人員整理受諾を転機として組合側の統一闘争は次第に崩れ始めた。その中で、三井鉱山だけは粘り強い闘争を続けて、ついに1815名の指名解雇を撤回させた。これは、炭婦協を含む家族・地域ぐるみ闘争の成果であり、「英雄なき113日の闘い」として語り継がれるものであった。

「ぐるみ闘争」はさらに、尼崎製鋼・日本製鋼室蘭においても展開された。尼崎製鋼争議は、54年3月以降、会社側の賃金切下げ提案に始まった。組合はこれを拒否、会社側は新たに人員整理を提案し、ロックアウトを行い、組合側は尼崎市民・商店との共闘により無期限ストに入ったが、6月にいたり会社は倒産し、その結果組合も全員解雇を承認せざるをえなかった。日本製鋼室蘭では、54年6月、会社側が総員3700名の4分の1に及ぶ901名の人員整理を提案し、組合はこれを拒否、家族ぐるみ・地域ぐるみの活発な反対闘争（北海道の炭鉱労働者・富士製鉄輪西労組・北海道農民同盟などとの共闘）を展開したが、9月700名の第二組合が結成され、就労せんとする第二組合とこれを拒否せんとす

る第一組合との間で衝突事件が頻発し、事態は悪化の一途をたどった。結局、組合は、12月、中労委の斡旋による662名の解雇を受け入れて、闘争は敗北に終わった。

総評高野ラインの「ぐるみ闘争」が資本の強い圧力に阻まれて泥沼の様相を呈し、闘争は多くの場合組合側の敗北に終わったために、日鋼室蘭の闘争を契機として総評内部にこの闘争方式に対する批判が広がった⁵⁶⁾。この高野批判を背景として、55年8月、総評大会の事務局長選挙で高野に代わって岩井章(国労)が当選し、翌年議長に就任した太田薫(合化労連)とともに、いわゆる「太田・岩井ライン」が成立をみた。太田・岩井ラインの特徴は、55年春の8単産共闘による賃金闘争から始まった「春闘」であって、各単産の産業別統一賃上げ闘争⁵⁷⁾を同じ時期(春)に揃えることによって、「基幹産業大手企業の闘争を先行させ、そこで一定の賃上げの相場をつくり、それを地方産業・中小企業を含む全産業に波及させよう」⁵⁸⁾というものであった。この方式は、折からの高度成長による企業業績の好調に支えられて一定の成果をあげ、その後参加する単産の数も増えて、日本の労働運動の「年中行事」として定着することになった。この路線を推進した総評のリーダーたちで組織されている労働者同志会は、60年1月、自らの立場を「日本的労働組合主義」と規定し、賃金・雇用など労働条件の改善のための闘争を基本とし、政治闘争は政党(社会党)が前面に立ち、労働組合はこれをバックアップするという姿勢を表明した⁵⁹⁾。それは、「労働組合運動〔は〕社会変革の運動ではなく、労働条件改善のための運動であることを確認する」⁶⁰⁾ものであった。

50年代前半の、高野ラインにもとづく総評の運動は、賃金・人員整理反対闘争を政治的反動化に対する抵抗闘争と結合させ、また経済闘争

を地域ぐるみで展開させて、これを民主政府樹立・民族独立・平和経済確立への展望に収斂させようとした。この路線の運動は、2.1スト禁止後の占領軍の抑圧によって潰滅させられた民主革命勢力の、新たな状況のもとでの再登場という意味をもつものであった。だが、この路線は大きな弱点をかかえていた。すなわち、日本経済の「自立」のために重化学工業(「潜在的軍事産業」⁶¹⁾の意味をもつ)の構築を目指して日本独占資本が本格的な取組み(政治的支配確立、経済的条件整備、企業内における労働者支配の確立という全線にわたる取組み)を進めており、そのために階級的労働運動に対する制圧に乗り出しているという現実を正面から捉えることができず、当面の情勢を、MSA協定のもとでの戦争経済か平和経済の擁護かという、あまり正確とはいえぬ対立構図に閉じ込めてしまったことであった⁶²⁾。このような情勢認識の弱さのために、基幹産業の企業・職場における資本支配の貫徹に対抗し、職場闘争を基礎とした労働組合の産業別・階級的な力の結集をはかるための運動の方向が充分示されず、この本来の労働運動の弱さを地域ぐるみ闘争でカバーするという偏向に陥ったのである⁶³⁾。こうして、高野ラインは、大企業労働者を把握しえぬままに⁶⁴⁾、資本の堅塁に阻まれて挫折した。ここに、資本の労働者支配は基本的に確立され、戦後民主革命を目指す運動は挫折した。この後、労働運動は、主として春闘という形態で、体制内での賃金・労働条件改善の枠内に押さえ込まれてしまったのである。

C 企業における資本支配の再建

戦前、日本で独占資本が本格的に確立した第1次大戦以降、巨大企業において独特な労資関係が形成されたと言われる。それは、従業員を社員・準社員・工員・人夫という身分階層によ

って区分したうえで、資本家・最高経営者を頂点として、例えば部長→課長→係長→主任→職長→組長→伍長→班長といった「職制」によって統括するもので、「すぐれて集権的な軍隊的経営組織（line organization）と家父長的・身分的な従属的人間関係とが癒着している」という特徴をもつものであった。そこでは、基幹労働力の企業内養成と長期雇用の慣行のもとで、職制の主観的な評定によって基本給の定期昇給と恩恵的な手当・賞与・退職金などが決められて、いわゆる「年功賃金序列」が作りだされていた。企業は、労働組合の企業内への侵入を阻止しつつ、こうした制度を運用することによって、低賃金体制を維持するとともに、労働者を全人格的に企業に従属させることができたのである⁶⁵⁾。

敗戦後、破滅的な経済事情のもとで、数多くの労働組合が組織され、労働運動を爆発的な高揚へと導いていったが、そこで組織された労働組合は、一企業または一工場を単位とし、従業員一括加盟による「企業別組合」という形態をとっていた。それは、当初、「労働組合と工場委員会との複合的な性格」⁶⁶⁾をもち、一面で、職場闘争を通じて職員・工員間の身分制撤廃と職場の民主化を追求し、職場における資本の管理体制を掘り崩し、さらに組合が「企業経営に対する大きな発言権をもつ」⁶⁷⁾のに大きな力を発揮したが、同時に、企業の枠にとらわれやすいその限界を克服するために、産業別闘争を組織しつつ「階級的な組織としての産業別単一組合にむかっただけの組織化を志向していた」⁶⁸⁾。

しかし、2.1スト禁止後、占領軍が階級的労働運動を敵視し、労働運動が抑圧されるなかで、独占資本の巻き返しが始まる。48年4月設立された日経連は、「経営者が経営に対する確信を喪失」し、「労働問題の処理においても労働者の主張の前に屈して正当な経営権の行使にさえ

遺憾の点が少なくなかった」という反省の上に立って、「経営権確保」の決意を披瀝し、「労務管理方策の確立」を訴えた⁶⁹⁾。49年4月の労働組合法改定（労働協約の自動延長に対する企業の拒否権を認めるなど、労働組合活動に対する様々な制限措置を設けた）をテコとして、「日本の主要企業において戦前型労使秩序の回復という政策がとられ」、「多くの企業でその時点までの労働協約を破棄して、就業規則で労働者を縛っていくという方法〔が〕集中的に」とられた⁷⁰⁾。こうした「資本の失地回復は現場の職制層に依拠しながら」、企業別組合の「弱い環」について展開された⁷¹⁾。下級職制は企業の現場管理機構の末端を担うと同時に、企業別組合においては組合員であり、しばしば組合の役員として組合の動向を大きく左右する。2.1スト弾圧後、産別会議系組合の中に、現場職制層を基盤とする「民主化同盟」⁷²⁾が台頭したが、50年レッド・パージ以後、これが組合の主導権を握って、それまでの戦闘的組合を労資協調的な組合に変質させた。52年の講和・安保条約発効の頃から、民同は左右に分解し、民同左派が握った総評は平和4原則を決議して左旋回を遂げ、そのもとで多くの労働組合の階級的闘争が再度高揚を見せる。だが、これに対して資本はさらに厳しく対処し、職制層に依拠しつつ、あるいは闘う労働組合を企業主義的組合に変質させ、あるいは「第二組合」＝御用組合を結成せしめて組合を分裂させ、「第一組合」を少数派に追い込んでその力を殺ぐという方策によって、職場における資本の支配権を打ち立てることができた。それは、現場職制が主導権を握る企業別組合を企業の労務管理機構の補完物（「第二の労務管理機関」⁷³⁾）とすることによって、労働者を「企業共同体」の枠組みの中に全人格的に包摂するという性格のものであった。こうした資本支配の確立の画期は、1950年代前半、ほ

は55年ごろまでと見られる⁷⁴⁾。

藤田若雄は、「わが国に支配的な職場の権力構造の性格と職制支配の特質」を、次のように「典型化」して、描いている。——企業内部の「年功制度的秩序、労働者の企業に対する忠順性の保持」が職制の重要な任務の一つである。「かくて職制の任務は、一面において特高警察的であり、他面において、部下を自らに忠順ならしめることによって企業に対する忠順性を保障する（親分的）ようなものでなければならない。特高警察的であるかぎり、部下の行動や生活（私生活まで）を監視し、スパイしなければならない。親分的であるかぎり、叛骨たくましき部下を手なづけ、その角をため、ならされたサイ、たらしめねばならぬ。」職制は酒の力を借りて「この人間から魂を抜き取らねばならない。」もし、これに応じない「叛骨たくましい人間」がいた場合、「職制はなによりも彼を孤立化させなければならない。」「職制は彼に好意をよせる人間を残業の割当・ボーナスの査定において差別」し、「すべての部下を彼から離間したうえで、彼に堪え難い圧迫を次第に加えてゆく。かくて彼は、職場村八分的な雰囲気にあたかねて自ら職場を去る」ように仕向けられる、と⁷⁵⁾。まさに、ここでは、労働者の人権は否定されなければならないのであって、「魂を抜き取」られた人間たちを全人格的に「企業共同体」に依存させるという方法によって資本支配の貫徹が図られているのである。こうした日本の風土に依拠して貫徹される資本支配の力の強さ（過労死を強制するほどの力）と、同時に、このような前近代的方法に依拠することなしには自らの支配を貫徹することができない日本独占資本の弱さ（労働者が自己の権利に目覚めれば維持しえない弱さ）の両面を見るべきである。

1950年代前半、多くの争議（電産・炭労・日産自動車・日鋼室蘭・淀川製鋼・東邦亜鉛安中など）において相次いで第二組合がつくられて第一組合を敗北に追い込んでいったが、例えば、日産自動車の場合、「会社は職制を通じ、この分裂活動を援助激励し、外部の民労系の分裂屋がこの行動を応援した」、「会社の猛烈な切り崩し攻勢により、係長・組長が崩れて、その層を通じて生産現場が動揺し、分裂を始めた」、「現場の係長百数十名のうち、わずか数名を除いて全部崩れ、組長四百余名のうち、半数以上が崩れ、それらの職制が課長と協力し、第二組合の活動分子と呼応して切り崩しを行い、この期間〔全日産の〕全支部で二千余名の脱退者を出した」と言われている⁷⁶⁾。このように、職制の動向が直接労働組合の存立を左右するのであって、ここに、労働者一人一人の自覚的意思によって結成された労働組合ではなく、従業員の一括加盟によって組織された企業内組合の弱点が、集中的に表現されているのである。

この後、55年以降、新鋭重化学工業の本格的構築が進む。そのもとで、56年の八幡製鉄戸畑製造所にライン・スタッフ制と作業長制度（フォアマン制度）が導入され、これを嚆矢として、60年代には職務給の導入、小集団活動の開始など、新鋭技術体系の確立に応じた労務管理体制の再編が行われ、労働組合の企業主義的組合への変質完了の上で戦後日本的労資関係（労働者の「企業共同体」への全人格的統合のもとで労働者の「自発的」な企業への貢献を強制する体制）が確立された。50年代半ばの企業における資本の前近代的な労働者支配の再建は、この日本資本主義の再生産構造再編のための不可欠のベースをなすものであった。

前述のごとく、戦前、巨大企業の労働力編成の最底辺に「人夫」が存在していた。それは、

例えば製鉄所や造船所の補助的作業を請け負う半封建的な労務供給業者によって提供され、無権利で厳しい中間搾取に苦しむ労働者たちであった。敗戦後、48年3月の職業安定法の施行によってこの制度は禁止され、旧人夫は「臨時工」として大企業に直接雇用されたが、基幹工程を担当する本工に比して「身分的に劣等な存在として」⁷⁷⁾位置づけられた。ところで、朝鮮戦争勃発にともなって特需景気が到来し、雇用増大の必要が生じた時、企業の多くは特需の先行きを懸念して生涯雇用を原則とする本工の雇用を増大させず、臨時工の増加で対処しようとした。そのために、補助的作業に従事する旧人夫の系統を引く臨時工とは別に、基幹作業を担当する短期雇用契約（例えば2ヵ月）の臨時工が増加した。短期とはいいながら、この種の臨時工の雇用は契約更新によって長期にわたる場合が多く、企業はこれによって、低賃金で景気変動にともなって解雇容易な労働力群を、本工の補完として確保したのである。

52年2月、職業安定法施行規則の一部改訂によって労務供給業禁止の政策は事実上撤廃され⁷⁸⁾、下請業者による労務提供が再開され、「社外工」と称された。これ以後、本工に対する臨時工・社外工の比重が、とくに社外工の比重が高まり、56年12月に造船業においては、労働者総数に占める比率は、本工57.6%、臨時工11.5%、社外工30.8%に達し⁷⁹⁾、57年6月、鉄鋼50社の労働者総数に占める比率は、本工70.7%、臨時工11.5%、社外工17.8%と言われる⁸⁰⁾。その後、新鋭重化学工業の構築が進み、基幹業務の自動化が進むにつれて、本工数は相対的に減少し、社外工数は相対的に増大した。

社外工は本工に比して劣悪な労働条件におかれ、不満も大きい。そこで下請企業において社外工の組合の結成があいつぐが、これが自主的な労働運動として発展する方向を示すと、親企

業の本工組合がそれを妨害し、社外工組合を労資協調的な本工組合の統制下におこうとした。

59年、八幡製鉄所の下請企業に全国金属系の労組が組織された時、八幡製鉄労組が介入してこれを妨害し、また、61年、八幡製鉄所構内バスを運行する下請企業の労働者が組合を結成してストライキを行ったとき、八幡製鉄労組幹部がその切り崩しに動いたという。そして、その直後、八幡製鉄労組の「指導」によって下請企業に労組が組織され、「関連労組協議会」が結成され、八幡製鉄労組が対策費を援助し、専従書記も派遣した。こうして下請企業労働者の組合は「八幡製鉄労組の丸抱え」のもとにおかれて、これに「隷属」させられた⁸¹⁾。その後、このような「関連労組協議会」は、全国各地の製鉄所に設けられるようになった。

独占資本は親企業として下請中小企業を支配下におくとともに、親企業の労資協調的な本工組合を通じて下請企業の労働者の社外工組合にも、その支配を貫徹させたのである。

6 戦後民主革命の挫折

以上検討してきたように、戦後民主革命は、占領軍の「外から」の力によって開始され、「下から」の力によって本格的に展開されようとしたが、占領軍の政策転換によって抑圧された。講和後、この「下から」の民主革命勢力が再度盛り上がり、明文改憲を阻止することはできたが、冷戦体制の構築を進めるアメリカ帝国主義とこれに従属する日本独占資本＝日本政府による実質的改憲を阻止することができず、民主革命は未達成に終わった。

このことを示す諸点——①安保条約と自衛隊創設が憲法第9条の蹂躪であり、主権の一部委譲であること、②天皇が象徴として残されたた

めに前近代的な天皇制イデオロギーが残存されたこと、③侵略戦争の責任が本格的に解明されず、アジア諸国民への謝罪と補償が回避され続けたこと、④農地改革が地主制を解体しながらも、零細土地所有＝零細農耕の農民的克服の道を封じたこと——については、すでに触れたので、残る重要点と思われる基本的人権理念の空洞化について検証しておきたい。基本的人権の無視・抑圧、とりわけ企業内部における労働者の権利の蹂躪は、占領下、占領政策転換後の人民運動弾圧に始まるが、講和後の上記の政治的反動を通じてむしろ一般化され、かつ反動的司法当局によって正当化されたもので、民主革命挫折の一つの集中的表現となってきた。

(1) 最高裁による人権の無視・抑圧

講和発効後進められた反動政治によって、破防法、スト規制法、警察制度の中央集権化、地方自治体に対する中央統制、教育の国家統制など、国家による管理統制の強化があらゆる面で進められた。これらの政策を一貫して流れるものは、人民の権利の無視ないし軽視であり、とりわけ体制に対して批判的な立場にたつ人民を公共の秩序攪乱者にとらえて、その人権を抑圧しようとする姿勢であった。独占資本と保守政党によって推進された人権無視・軽視の姿勢とそれにもとづく諸法令は、数々の事件についての最高裁判決によって認知され、その結果、憲法の人権保障の規定は日本社会においては空洞化されてきた。

小林直樹は、講和条約発効以後の「立法・行政両部の著しい保守体制化に対して、司法部がどれだけ憲法と人権の保障につとめ、権力分立の趣旨にも沿う抑制の作用を営むかは、憲法秩序の運命をもトする問題」であるが、「結論からいえば、裁判所（とくに最高裁）は全体として、右の権力抑制の作用を果たす

ことなく、むしろ政治と行政の動きにつれて、人権の縮減と平和主義の後退に手を貸したと判定しないわけにはいかない。このことは、主要な判決の内容と傾向を辿れば歴然とする。下級審における若干の公安条例違憲判決を別にすれば、権力による自由な人権の縮減は、ほぼ全面的に裁判所によって『正当』化され、逆に最高裁が違憲審査権を発動して積極的に人権保障の側に立った事例は、一つもないのである」と言っている⁸²⁾。

その顕著な事例の一つとして、最高裁の東京都条例合憲判決（1960年7月20日）がある。この判決は、「集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとは異なっており、現存する多数人の集合体じたいの力、つまり潜在する一種の物理的力」であり、「平穏静謐な集団であっても、時に興奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によって法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以ってしても如何ともなし得ないような事態に発展する危険が存在することは、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らか」と断じた。これについて大久保史郎は言う。——「こうした『暴徒』観にたつて予防的、包括的規制を加え、集会・デモに対する警察の事前の自由裁量的な規制を認める公安条例が合憲とされたのです。ここには、集会・デモを頭から敵視する人権論以前の思想・心理が存在しているといわねばなりません」と⁸³⁾。「そこでの価値考量は、表現の自由という人権よりも、圧倒的に公安（秩序）を優位させるものであった。」⁸⁴⁾

1973年12月12日、最高裁は、三菱樹脂株式会社事件——同社が社員採用試験に合格した者を、試験時に虚偽申告した（学生運動参加の経験を語らなかった）という理由で解雇

(本採用を拒否)した事件——について判決を下した。この事件は、下級審においては、思想信条を理由とする地位の剥奪は違憲・無効だとする判決が出されていたのであるが、最高裁はこれを覆し、「企業の自由」のロジックを盾として、企業が労働者の採否決定にあたって思想・信条を調査すること、ならびに、その思想・信条によって差別扱いすることを合憲・合法であると断じたのである。これについて、小林直樹は言う。——「周知のとおり、資本主義社会はその成立当初から、『自由社会』として自らを正当化し、すべての成員の自由とりわけ精神の自由を自己存立の大前提として認めてきたはずである。しかも、資本主義の発展にしたがって、精神の自由（とくに思想・表現の自由）と経済的自由とが衝突を来すときには、アメリカ合衆国における『二種の基準』(double standard)論がその代表的な例であるように、前者は後者に原理上優位するとみることが、民主社会の内在的な要請になりつつあるといえよう。」「ところが、最高裁が現実にしたことは、一方では憲法がわざわざ『公共の福祉』の制約の下に明示的に置いた（そして現実には諸種の制約が必要な）企業の自由の最大限の拡大であり、他方ではほんらい無制約に保障されるべき各人の思想の自由への、ほとんど無配慮といってよい程の軽い扱いである。」こうして、「憲法の人権規定の意味は、質量ともに切り下げられ、その有効射程は最高裁じたいの手で著しく縮減されて」おり、「最高裁は憲法の番人、人権の擁護者としての客観的資格を自ら放棄しつつ」と言わざるをえない、と⁸⁵⁾。

また、最高裁は、八幡製鉄政治献金事件について、企業は納税者として「政治的行為をなす自由を有する」として、企業の政治献金

を合憲とする判決を出した（1970年6月24日）。これについて、大久保史郎は言う。——「日本の最高裁は企業の営利目的にもとづく政治献金をこれほどおおらかに承認したのです。しかし、企業の政治献金や政治活動が政治に何をもたらすかは明らかであって、日本政治に付きものの金権腐敗の元凶は最高裁であったわけです。こうして、70年代の最高裁は、憲法次元で、企業が経済的支配力はもちろん政治的支配力も、市民の思想信条にまで関与する社会的支配力をもつことも承認したのです」と⁸⁶⁾。

このように、最高裁は、「治安維持や公益が人権保障や私益より優先し、人権相互間では、経済的自由が精神的自由に優先するという価値体系」⁸⁷⁾を、日本社会の規範として押し通してきた。丸山真男が述べた「西欧の市民的民主主義の意味」での民主主義は日本では「未だ課題であって現実ではない」⁸⁸⁾という状況が戦後を支配したと言わざるをえないのである。

(2) 企業内部における労働者の人権の抑圧

上記の社会的環境のもとで、人権無視はことに企業内部において甚だしい。「大企業の生産現場に市民社会の常識では容認できない人権の抑圧が生じている」⁸⁹⁾と言われる。

事例その1——50年代から60年代にかけて、多くの企業で、企業の労務課と右翼組合幹部（主として同盟系）とが連携して階級的労働組合を分裂させ、第一組合の組合員を恫喝と懐柔で第二組合に組み入れ、少数派となった第一組合員に対して暴力的制裁を加える、ということが頻繁に起こった。次に紹介するのは、1965年の石川島播磨重工での、少数派労組の労働者の手記である。——「過去3年間、資本や同盟〔会社側労組〕のやり方を思い出すだけでも怒りで身震いする。東京第二工場

のAさんはタイムレコード廃止反対闘争で、右翼守衛によってコンクリート上に投げられ骨折の重傷を負い、さらに勤務課と私設暴力団などに囲まれて失神するまで踏まれ、蹴られ、結局クビを宣告された。東京第一工場のBさんは働く場所を金網で囲まれ、本人が居ない間に持物の手袋やタオル、薬などを捨てられた。嫌がらせにBさんの机のわきに小便までかけられた。同じ工場のCさんは『全造船〔少数派組合〕をやめろ』とさんざん脅かされ、高血圧とノイローゼで精神病院に入院した。ところが職長がこの病院にまで押しかけ強迫を繰り返した⁹⁰⁾。

事例その2——1979年、厚木自動車部品株式会社（日産自動車の子会社で、その労組は日産労組の支部となっている）において、日産労組が批判的な7名の組合員を除名処分にし、ユニオン・ショップ協定を理由として会社がこの7名の解雇を要求し、会社がこの7名を解雇するという事件が起こった。この7名は、60年代から、企業ぐるみ選挙（民社党参議院議員の選挙運動に社員・組合員を強制動員した）や賃上げ闘争などで組合執行部を批判してきたが、これに対し、職制と組合役員は、彼らを社内の親睦会から除名したり、業務上必要な課内会議からも締め出したり、民社党議員の後援会への入会を断ったことに対して集団リンチを行うなどの迫害を続けてきた。そのあげくに、組合からの除名・会社からの解雇という暴挙に踏み切ったのである。この件で、副組合長は、『朝日新聞』記者の「除名理由の統制違反とはなんですか」という質問に対して、「職場アンケートによる賃上げ要求、労働条件の点検など…いろいろな形式で不信感をあおり、日産労組を攻撃してきた行為だ。思想、信条は自由だが、組合の機関決定には従わなくてはならない。例えば

（選挙で）組合が候補者の応援を決議したら、妨害することは許されない。」「どんな立派な建物でもシロアリに食い荒らされることがある。（彼らを）放置することは許されない」と答えたという⁹¹⁾。

事例その3——熊沢誠の報告するところによると、1988年、東芝府中工場のある労働者が、社外のサークルに参加するために残業を断り、春闘についての労働組合執行部の批判を含む「働く者の新聞」を職場の同僚に手渡したことに對し、職制（製造長）から非人間的な圧迫を受けた。この職制は、職場の同僚に指示して当の労働者とは一切朝夕の挨拶も交わさせずに人間関係において彼を完全に孤立させるとともに、彼の作業のミスや気配りの不足について、就業時間中に、しばしば声高に、長時間にわたって叱りつけ、執拗に反省書・始末書を書かせようとした。それは「精神的拷問に近い」ものであった。こうした状態が数ヵ月続き、ついにこの労働者は心因反応（精神障害）に陥ったという⁹²⁾。

企業のあり方や労資協調的組合を批判する者に対して職制や労働組合役員が行う「職場八分」や「イジメ」は、枚挙にいとまがない。批判者に対するこうした迫害は、一般の労働者に対するみせしめになるのであって、彼らの反抗をすべて封じてしまう。そこで、過労死を頻発させるほどの長時間過密労働や、サービス残業や、職制の査定による給与の格差づけなどの、労働者の人権無視が堂々とまかり通ってきた。労働者はなお解放されなかったのである。

このような人権抑圧の根底には、前述した日本の独占資本の＜弱さ＞がある。すなわち、独占資本は、国際競争力ある重化学工業を自力で構築することができないという＜弱さ＞を抱えていたために、一方で政府とアメリカの育成政策に依存するとともに、他方、労働者に対して

第1表 実質賃金指数 (1934~36年=100)

年	男女平均	男	女
1945	78.0	73.9	105.4
1946			
1947	72.9	66.9	95.8
1948	68.8	63.2	90.4
1949	73.2	66.3	95.6
1950	80.9		
1951	80.1	76.3	106.5
1952	84.4	81.8	116.6
1953	92.0	90.1	124.9
1954	94.5	91.8	129.7
1955	100.4	98.2	137.5
1956	110.2	109.0	147.6
1957	111.9	111.0	148.3
1958	112.0	110.6	148.4
1959	122.1	120.3	162.0
1960	131.6	129.2	178.2
1961	139.4	136.3	195.6
1962	149.0	143.5	219.9

(資料) 経済企画庁『日本の経済統計(下)』至誠堂、1964年、p. 45, 253.

(注) 実質賃金指数は、賃金指数(1934~36年=1)÷東京小売物価指数(同)×100によって算出した。
算出の基礎となる賃金額は、戦前ならびに1945年については工業労働者1人1日平均。47年以降については工業職員・工員の1ヵ月平均賃金を25日で割って、1日平均を算定した。

は企業活動に対する障害を一切許すことができなかった。そのために、階級的労働組合の存立そのものを否認し(右翼幹部によって組合を労資協調組合に変質させるか、あるいは第二組合を結成させて第一組合を消滅に追い込む)、さらに個々の労働者に対しても全人格的に企業活動への帰依を要求し、職場において異を唱えることを許さなかった。こうした〈弱さ〉の故の〈凶暴さ〉によって、大企業の職場において労働者の人権抑圧が普遍化された。そして、この意を受けた政府・自民党・最高裁によって、人権無視・抑圧は戦後日本社会の通則となった。
「ブルジョア民主主義の枠内での民主主義革命の課題実現」は成し遂げられなかったのである。

第2表 労働分配率の推移

年	労働分配率(%)
1948	45.8
1949	54.4
1950	46.6
1951	39.6
1952	42.9
1953	39.6
1954	39.3
1955	37.7
1956	37.0
1957	37.1
1958	40.7
1959	37.3
1960	35.0
1965	39.0
1970	34.9

(資料) 「工業統計表」

(注) 48~60年は4人以上、65、70年は全規模。
現金給与総額/付加価値額 によって算定。

7 結びにかえて

——低賃金と規模別賃金格差構造

敗戦直後の食糧危機と激しいインフレのもとで労働組合が組織され、生活防衛のための闘いが展開されたが、労働者の生活水準の改善は容易に進まなかった。第1表は戦前(1934~36年平均)を基準とした戦後の実質賃金の指数を示すものであるが、製造業の男女平均の実質賃金は、敗戦後、戦前の6~7割台まで下げられた後、朝鮮特需で生産が軌道にのった50年にかろうじて80.9%まで回復し、55年に始めて戦前レベルまで回復している。この表によると、女子の賃金はかなり早くに回復しているようであるが、これは女子労働者のうち「戦前は7割を占めた20歳未満」が1954年には「4割に減少した」⁹³⁾という女子労働者の年齢構成の中高齢化によるところが大きいとみられる。そこで、男

第3表 規模別賃金格差の推移

	1946年	1947年	1948年	1949年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1960年	1965年
製造業総計	91.1	81.6	72.8	73.5	64.5	66.4	62.2	61.2	59.2	62.2	67.8
1000人以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
500～999人	99.2	93.5	96.3	91.8	89.7	95.8	86.3	84.2	80.5	78.5	83.9
300～499人			85.7	83.3	78.2	82.9	72.8	76.8	73.7	70.0	80.1
200～299人								67.2	65.1	64.4	74.7
100～199人	95.0	84.9	80.0	76.1	66.8	68.9	61.8	61.9	58.7	58.5	69.7
50～99人			68.3	66.9	57.9	59.9	54.9	54.6	51.7	54.0	65.8
30～49人	81.8	68.5	51.0	58.7	51.7	53.8	49.1	48.5	47.0	50.2	63.4
20～29人				54.3	47.0	49.1	45.4	45.3	43.4	46.8	61.5
10～19人				49.9	40.9	43.4	40.5	40.6	39.4	41.8	55.8
4～9人				46.7	30.9	33.7	32.4	32.8	32.3	33.2	32.1

(資料) 通産省「工業統計表」

(注) 各規模別に従業者1人あたり賃金を算出し、「1000人以上」規模を100として指数化したもの。

「4～9人」欄は、46、47、48、49年については「5～9人層」。49年のみ「常用労働者」の数値、他の年次はすべて従業者の数値。

子に焦点をあてて考察すると、その実質賃金は47～49年には戦前の6割台にとどまり、朝鮮特需で生産と企業の利潤が急上昇した後も実質賃金の上昇は緩慢で、55年によく戦前の98.2%に達したにすぎない。したがって、この間の付加価値に占める賃金の比率の低下は驚くべきもので、第2表によれば、1948年45.8%、49年54.4%であった労働分配率は、50年以降急激に低落して55年には37.7%に押し下げられている。

(その後の新鋭重化学工業構築過程を経て60年にはさらに35.0%、70年には34.9%にまで下げられている。) これは、いうまでもなく、搾取率の急上昇にほかならない。占領軍による労働運動弾圧とそれに続く資本の支配の再建が、この厳しい賃金抑制と搾取強化を生み出したのである。

この過程は、同時に、企業規模別賃金格差の拡大の過程であった。第3表によれば、製造業の1000人以上規模の賃金を100とする製造業賃金の総平均は、1946年には91.1であって、生産

崩壊のもとで規模別賃金格差がほとんど消滅したとみられるが、その後、生産が再開されるにつれて規模別格差は開き始め、賃金の総平均は、48年には72.8に、51年には64.5に、そして55年には59.2にまで下がっている。零細規模(4～9人)の賃金は、49年の46.7から55年には32.3まで下落している。戦後の生産再開がまず独占資本主導で行われ、そこでの付加価値をまず上昇させ、大企業の支払能力拡大と大企業に偏した労働組合の闘争とがあいまって、規模別賃金格差をこれほどまでに拡大させたのである。だが、この規模別賃金格差の拡大が、——大企業の下請企業利用や社外工利用を通じて——大企業の労働者の賃金引き上げを抑制するという作用をもつことになった。

大企業の労働者の賃金に対して零細企業のそれが3分の1というこのすさまじい規模別格差は、労働者の同一の権利を否定し、大企業の労働者と中小零細企業の労働者との間に一種の「身分差」といえる程の地位の差別があること

を意味するものである。占領中の産別会議も、講和後の総評も、繰り返しこの規模別賃金格差を解消するために全国一律最低賃金制の立法化を求めたが、独占資本と政府はこれを頑として受け付けなかった。そして、59年に野党と総評の反対を押し切って制定された「最低賃金法」は、事実上「業者間協定法」に他ならず、「本来の最低賃金法としての内容は殆どもっていない」もので、ILO26号条約（1928年成立）に違反する内容のものであった⁹⁴⁾。欧米先進国を始めとして約80ヶ国が最低賃金制を制定しているのに対し、日本ではこの制度を確立することができず、激しい賃金格差（規模別、本工と臨時工・社外工との間、男女間）が保持され、同一労働同一賃金の原則は全く通じなかった。ここにも民主革命の挫折が示されているのである。

先に、民主革命達成論者が、民主革命の成果が高度成長の条件を形成したと主張したことに対して疑問を提示しておいたが、1950年代後半～60年代の重化学工業基軸の高度経済成長は、国内的要因にもとづく自生的な高度蓄積と言いうるものではなかった。高度成長の主導因は、冷戦体制の必要にもとづき、アメリカの支援と日本政府の全面的育成策に誘導された旺盛な設備投資であり、それが作り出した第I部門の内部循環（「投資が投資を呼ぶ」といわれた）であった。高度成長期の個人消費の拡大は、第I部門の内部循環を主軸とする重化学工業の巨大な蓄積が、雇用増加と実質賃金上昇を通じてもたらした副産物にすぎなかった。そして、この重化学工業巨大企業の強蓄積を支えたのは、零細農耕の解体にともなう農村からの低賃金労働力の大量流出であり、これに吸着する中小零細企業であり、人権抑圧と激しい規模別等の賃金格差と長時間過密労働を内包する日本的労資関係であった。つまり、戦後民主革命が未達成であったことが、かの異常ともいふべき高度成

長の基礎条件となったのである⁹⁵⁾。

1990年代初頭以降、日本資本主義の再生産構造の解体の危機が進行しつつあるが、そのもとで、企業の「リストラ」が激しくなるとともに、残された労働者の仕事量が激増し、「過労死」・「過労自殺」が増加している⁹⁶⁾。戦後民主革命の挫折にともなう労働者の無権利状態が、今日のこうした状態の根底を規定しているのである。

- 1) 大内力「戦後改革と国家独占資本主義」、東京大学社会科学研究所編『戦後改革』第1巻「課題と視角」、東京大学出版会、1974年、p. 54.
- 2) 大内、前掲書、pp. 14-5.
- 3) 大内、前掲書、p. 9.
- 4) なお、大内力『日本経済論』上下、(東京大学出版会、1962、63年)は、日本経済の歴史的分析を行いながら、戦後改革の時期については、「戦後の混乱期」と呼ぶだけで、本格的な分析から除外している(下、pp. 313-4)。ここでの占領軍による「民主化」政策についても、「財閥解体、労働組合の法認と労働運動の解放、旧指導者の追放、農地改革等々」と列挙されているが、新憲法については全く触れられていない(上、p. 285)。また下巻には「第6章国家」という章が設けられているが、そこで扱われているのはもっぱら財政の問題であって、戦前と戦後の国家権力の性格(階級的支配の構造)や、日米安保条約による日本のアメリカへの国家的従属の問題などについては、一言も触れられていない。上部構造についての視点を欠如した経済主義と言わざるをえないのである。
- 5) 大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化——その連続説と断絶説——」、前掲、東大社研『戦後改革』第1巻、所収。
- 6) 例えば、大江志乃夫「戦後改革」(高橋幸八郎・永原慶二・大石嘉一郎編『日本近代史要説』東京大学出版会、1980年、所収)。大島雄一「戦後改革把握の基礎視点——「連続説」的思考の批判——」(『歴史評論』1977年2月)。歴史科学協議会編『日本現代史』青木書店、2000年、p. 200。
- 7) 大石嘉一郎「第二次世界大戦と日本資本主

- 義」, 大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第3巻
『第二次大戦期』東京大学出版会, 1994年, pp.
26-30。大石は, それ以前に, 「戦後改革と日
本資本主義の構造変化」(前掲, 東大社研『戦
後改革』第1巻所収)では, 「戦後改革は, 戦
前以来…日本資本主義に課せられてきたその
構造的再編(=上からのブルジョア革命)の
課題が, …アメリカ占領軍の主導のもとにド
ラスティックな形で実現した, 国家独占資本
主義的再編の基礎過程としての『上からのブ
ルジョア革命』の完成形態であった」(pp. 92-
3)と規定していたが, その後, 「上からのブ
ルジョア革命」説に修正を加えた上で, 本文
での引用のように規定しなおした。
- 8) 林直道『現代の日本経済』(第5版), 青木
書店, 1996年, pp. 18-9。
- 9) かつて上田耕一郎は, この点について,
「この時期〔占領初期〕の変革をブルジョア
民主主義革命とみることはできない。それは
当時急速に芽ばえてきた日本軍国主義を下か
ら革命的に変革する方向に対立して, 上から
強行的におこなわれた特殊なブルジョア民主
主義的変革であった。それが到達したものは,
アメリカ帝国主義の占領体制のもとに独占ブ
ルジョアジーを中心とする日本の反動勢力が,
それと従属的ブロックを結んだ新しい支配体
制であったのである」と述べていた(『戦後革
命論争史』上巻, 大月書店, 1956年, p. 96)。
- 10) 大石, 前掲書, p. 31。
- 11) 大石, 前掲書, p. 30。
- 12) 浅井良夫「占領政策の転換と『逆コース』」,
中村政則編『占領と戦後改革』吉川弘文館,
1994年, pp. 98-9。
- 13) 長谷川正安『憲法のはなし——自由と民主
主義』日本評論社, 1983年, p. 33。
- 14) 大石, 前掲書, p. 29。
- 15) 林直道『日本経済をどう見るか』青木書店,
1998年, pp. 178-9。
- 16) 中村政則『経済発展と民主主義』岩波書店,
1993年, pp. 130-146。
- 17) 油井大三郎『未完の占領改革』東京大学出
版会, 1989年, p. 187。
- 18) 油井, 前掲書, p. 238。
- 19) 油井, 前掲書, pp. 239-241。
- 20) 油井, 前掲書, p. 268。
- 21) 油井, 前掲書, p. 282。
- 22) 丸山真男『増補版現代政治の思想と行動』
未来社, 1964年, p. 146, 1950年稿。
- 23) 油井, 前掲書, pp. 270, 286, 292, 294。
- 24) 大石, 前掲書, p. 27。
- 25) 油井, 前掲書, p. 261。
- 26) 山田浩『戦後アメリカの世界政策と日本』
法律文化社, 1967年, pp. 18-9。
- 27) 井村喜代子『現代日本経済論』〔新版〕, 有
斐閣, 2000年, p. 21。
- 28) ウォウフ・ラデジンスキー『農業改革——
貧困への挑戦』日本経済評論社, 1984年, p.
288。
- 29) 農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』
1951年, p. 135。
- 30) 平野義太郎『農村近代化への途』潮流社,
1949年, 参照。
- 31) 信夫清三郎『戦後日本政治史1945~52年』
勁草書房, 1965年, pp. 632-3。
- 32) 山田盛太郎はこの点を次のように指摘した。
——「Parzelleneightum の概念規定をもって,
改革後の日本農業=農民の所有形態を律する
のは妥当でない。…資本主義初葉期に, 自生
的に広汎な発展を遂げつつある生産力を基盤
として, 農民が, 封建的大土地所有の反借定
(アンティ・テーゼ)として, 自らの手で確
立していった Parzelleneightum なる古典的
な歴史的範疇を, 構造と段階の考慮を越えて,
今の段階にもち出すことは謬りである。」『山
田盛太郎著作集』第4巻, 岩波書店, 1984年,
p. 61)。
- 33) 升味準之輔『現代日本の政治体制』岩波書
店, 1969年; 歴史科学協議会編『日本現代
史』青木書店, 2000年, 参照。
- 34) 藤原彰・荒川章二・林博史『日本現代史』
大月書店, 1986年, p. 116。
- 35) 小川和久『在日米軍』講談社, 1985年, p.
242。
- 36) 星野安三郎・林茂夫『自衛隊』三一書房,
1963年, p. 121。
- 37) 広中俊雄『戦後日本の警察』岩波新書, 19
68年, p. 143。
- 38) 渡辺洋三『日本における民主主義の状態』
岩波新書, 1967年, p. 137。
- 39) 田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』岩波
新書, 2000年, p. 40。
- 40) 保守合同を目指す民主党と自由党は55年7
月, 協議の場を設けたが, その第1回の会合
でまずこのことが強調されたと言われる。(富

- 森叡児『戦後保守党史』日本評論社、1977年、p. 72)
- 41) 『経済団体連合会十年史』(上)、1962年、p. 294.
- 42) 富森叡児は、国会での与野党間の表向きの対決の裏で取引が行われ、「国会対策費」が自民党から一部の野党議員に流れる形が常識化したことを指摘し、「社会党が主導する野党の大部分は、外交論議や法案審議では急進性、戦闘性を発揮しながら、実質的には保守体制の一部に組みこまれるという日本特有の与野党関係が生まれたのである」と言う(前掲書、p. 75)。
- 43) 富森叡児、前掲書、p. 76.
- 44) 升味準之輔は、「55年体制」が戦後政治体制の出発点であったことを次ぎのように強調している。——「現在の政治体制の構成がいつできたか、ときかれれば、私はためらわず、1955年と答える。つまり、この年の秋におこなわれた社会党統一と保守合同が、現在の政治体制の枠組をつくったのである。もちろん、講和条約も占領体制も太平洋戦争も、さかのぼれば数かぎりない事件や人間の所産が現在を構成していることはまちがいない。しかし、それらがなだれこむ巨大な政治ダムができたのは、やはり1955年といってよい」と(『現代日本の政治体制』岩波書店、1969年、p. 195)。ただし、升味には、戦後民主革命への言及はない。
- 45) 製造業の従業員構成において、軽工業は1951年に56.3%を占め、55年には57.5%に比重を高めた。拙稿「戦後日本資本主義の諸画期」、『講座今日の日本資本主義』2、大月書店、1981年、pp. 46-7の第2-1表を参照。
- 46) 山田盛太郎は、1950~55年を「戦後段階の第一階梯」と呼び、「第一階梯を規定するものは、この直接的生活条件と密着する食糧生産部門と一般に第II部門ならびにそれと直接的な関連をもつ生産部門」であるとし、これを、第I部門が「規制者」となり「第I部門プロパーのための、第I部門の内部循環にまで至る」第二階梯(1955~60年)と対比している。(『戦後再生産構造の段階と農業形態』、『山田盛太郎著作集』第5巻、岩波書店、1984年、p. 27)
- 47) 経済企画庁『戦後経済史(総観編)』1957年、p. 422.
- 48) 小林義雄『戦後日本経済史』日本評論社、1963年、pp. 92-3.
- 49) 稲葉秀三「戦後における賃金政策とその批判、中山伊知郎編『賃金基本調査』東洋経済新報社、1956年、pp. 1173-4.
- 50) 松尾均「戦後における労働組合の賃金政策」、中山伊知郎編『賃金基本調査』東洋経済新報社、1956年、p. 1095.
- 51) 稲葉秀三、前掲書、pp. 1157-8.
- 52) 松尾均、前掲書、pp. 1121, 1127.
- 53) 『資料戦後20年史 4 労働』日本評論社、1966年、pp. 185-9.
- 54) 前掲書、pp. 289-295。総評の「労働プラン」構想は、「イタリアやフランスなどの国際的経験を取り入れて、産別当時の『産業防衛闘争』よりも遥かに高い次元と弾力的な基礎の下に展開されたものであった。」(稲葉秀三、前掲書、p. 1177)
- 55) 御園生等・篠藤光行『日本労働運動史⑤』pp. 123-4 (塩田庄兵衛「労働組合と国民闘争——総評高野時代の経験から」、労働運動史研究会編集『高野時代の労働運動』労働旬報社、1978年、p. 21.からの引用)。清水慎三は、「53年の何月でしたか、[高野さんは]共産党の51年綱領[民族解放民主革命を目標に掲げた]を受け入れるという態度をはっきり私にも示しました」、「高野さんが53年以降取り上げたいわゆる国民総抵抗路線ですが、あれは共産党の51年綱領の高野的な運動化であったともいえます」と言う。(『50年代前半の労働運動(高野時代)は何であったか』、前掲『高野時代の労働運動』、pp. 39, 45)
- 56) 隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂、1969年、p. 224.
- 57) 「春闘の…産業別統一闘争は、要求額および要求の形態(一律プラス・アルファなど)、要求の時期および闘争のスケジュールを統一するだけであって、賃上げ交渉そのものは、依然として各企業組合において行われてきたのである。要求は産業別であったが、交渉は企業別であった。」(隅谷三喜男、前掲書、p. 244)
- 58) 高島喜久男『戦後労働運動史論』柘植書房、1977年、p. 37.
- 59) 『資料戦後20年史 4 労働』pp. 397-8.
- 60) 隅谷三喜男、前掲書、p. 248.
- 61) 山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」、

『山田盛太郎著作集』第5巻、岩波書店、1984年、p.54.

- 62) 塩田庄兵衛は、「平和経済か戦争経済かという労働組合側の問題の立て方には、このような〔電力・石炭・鉄鋼などの基礎的産業育成という〕新しい高蓄積の基盤整備のための『合理化』攻撃という資本側の政策の本質を正確に見ていなかった、という弱点があったのではないだろうか。またそういう状況のもとでの階級的力関係をリアルに見ていなかったのではないだろうか」と批判している（前掲書、p.18）。また、当時高野実と行動をとにした清水慎三は、次のように述べている。——「彼〔高野〕の時代の負の側面として計上しなければならんと思うのは、日本の独占資本復活の方向とその事実の進行に対する軽視というか、この点についての目の届き方が弱かったり、悪かったりした点だと思います。」「この時期に集中的に行われた体制側の経済政策として、…戦後型の国家独占資本主義の『ビルト・イン・スタビライザー』といわれるような諸装置は、ほとんど講和体制の初めに顔を出しているわけです。たとえば財政投融资制度の活用にしても、輸出入銀行や開発銀行や長期信用銀行などの設立はみんな52年、53年の初めにスタートしているわけです。こういうことを体制側がやっているときに、その持っている意味をこの時点で当然つかまなければいけなかったのですが、残念ながら私も含めて、警察制度や教育に向けられた政治反動には目が向いたけれども、経済的な構造的措置については、あまりそれを重要なこととして見ていなかったことは、どうもお互いというところだったと反省しています」と（清水慎三、前掲書、pp.44-5）。
- 63) 高野時代、「産業別統一闘争の側面が実際は成立していない。…そこで、欠けている産業別統一闘争の側面を、いわば地域における国民運動的カンパニアによって補強しよう、ということに傾いていったのではなかろうか。」（塩田庄兵衛、前掲書、p.20）
- 64) 高野が事務局長であった時期、行動をとにした高島喜久男は、次のような反省の言葉を述べている。——「結局、われわれは大企業——日本資本主義の根幹をなす部分をほとんど手放してしまったのです。恐慌の局面のなかで、矛盾の焦点にある失業者や中小企業

の労働者は容易に左翼化します。その闘争は激化します。われわれはそのはげしきのなかに溺れてしまったのです。しかし、われわれが、もし日本の革命を考えるなら、われわれはやはり日本資本主義のもっとも根幹となるところに、われわれの根をもたねばなりません。高野さんは、はじめ鉄鋼と合成化学と考えました。晩年よく、新日鉄と三菱重工の各工場とこれを結ぶ国鉄を、ということをお願いされました。しかし、私たちは結局失敗したのです」と（前掲書、p.99）。

- 65) 高橋洗『増補版日本の労資関係の研究』未来社、1970年、pp.84-6.
- 66) 高橋洗、前掲書、p.29.
- 67) 高橋洗、前掲書、pp.34-5。敗戦直後、「労務管理組織が崩れ去り、身分制は廃止され、人事権に組合が干与してくる等の現象がみられた。極端な例ではあるが、役付工員を公選したり、人事考課に組合が干与したり、能率給の査定に組合が参加するなどの事例があった」と言われている（日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』1959年、p.916）。
- 68) 高橋洗、前掲書、p.30.
- 69) 日本経営者団体連盟『十年の歩み』1958年、pp.8, 9, 100, 145.
- 70) 清水慎三、前掲書、p.31.
- 71) 高橋洗、前掲書、p.36.
- 72) 「民同グループ」は、年功的経営秩序再建をめざす企業の政策に順応する「職制層とその立場を代表していた」（高橋洗、前掲書、p.61）。また、「企業整備と労働管理の進展によって経営陣が立ちなおるにつれ、職階の確立は『職制』にある人々の企業別組合内部での発言力をしだいに大きくした。」「総評はある程度この新しい指導層のうえにのることによって、労働運動の指導権をにぎったわけであるが、この職制指導層自体の経営との癒着が、その後の総評の重荷ともなったのである」と言われている（隅谷三喜男、前掲書、pp.218-9）。
- 73) 高橋洗、前掲書、p.97.
- 74) 前掲『戦後鉄鋼史』は、「労使関係が安定するにつれ、労働協約の改訂その他により、経営権、人事権の機能も次第に正常な姿に立ち帰るようになった」、「労務管理面においても〔昭和〕25、6年頃までに新しい発展への準備がととのったといえる」、「たとえば労働

- 担当部門の組織についてみても、各社とも大体25、6年頃までに基本的な整備を終わっている」と言う(p.984)。森五郎・松島静雄は、「戦後日本型労務管理」は「昭和30年ごろまでに確立」したと言い、それは一面ではアメリカの近代労務管理の諸制度(職務分析、TWI・MTP〔従業員の教育訓練法〕など)を導入しながらも、「戦前にわが国の経営社会に深く根をおろした戸主的経営家族主義が、…本質的には依然として根深く残存し」たものであると述べている(『日本労務管理の現代化』東京大学出版会、1977年、pp.20、25)。
- 「戦後日本型労務管理」なるものは高度成長によって重化学工業基軸の再生産構造が形成された1960年代半ば以降について言われるべきだと考えるので、1955年頃にこれが確立したという説には同意しかねるが、1950年代前半に、一度失われた資本の支配権が戦前来の前近代的な「経営家族主義」的な性格をもって回復されたという点は重要点であって、これが一つの大きな画期をなしたことは間違いない。
- 75) 藤田若雄『第二組合』日本評論新社、1955年、pp.158-9。
- 76) 藤田若雄、前掲書、pp.110-1。
- 77) 隅谷三喜男『日本の労働問題』東京大学出版会、1967年、p.104。
- 78) この事情については、北海道立労働科学研究所『臨時工(後編)』(日本評論新社、1956年)の第2部「労働者供給業をめぐる諸問題」参照。
- 79) 運輸省船舶局調べによる。隅谷三喜男、前掲書、p.111。
- 80) 鉄鋼労連九州地協事務局の推定による。鉄鋼労連九州地方協議会『臨時工は本工の防波堤ではない!』1958年、p.17。
- 81) 深田俊祐『新日鉄の底辺から——下請け労働者の報告』三一書房、1971年、pp.218-232。
- 82) 小林直樹『憲法判断の原理』上、日本評論社、1977年、p.95。
- 83) 大久保史郎「戦後人権論」、立命館大学人文科学研究所編『戦後50年をどうみるか(上)』人文書院、1998年、p.256。
- 84) 小林直樹、前掲書、p.96。
- 85) 小林直樹、前掲書、pp.124-143。
- 86) 大久保史郎、前掲書、p.263。
- 87) 長谷川正安『政治と裁判』日本評論社、1978年、p.111。
- 88) 丸山真男、前掲書、p.146、1950年稿。
- 89) 熊沢誠『日本的経営の明暗』筑摩書房、1989年、p.30。
- 90) 斎藤茂男『わが亡きあとに洪水はきたれ!』現代史出版会、1974年、p.74。
- 91) 青木慧『日産共栄圏の危機』汐文社、1980年、pp.71-91。
- 92) 熊沢誠、前掲書、pp.15-40。
- 93) 富樫総一「男女別・年令別賃金格差」、中山伊知郎編『賃金基本調査』東洋経済新報社、1956年、p.397。
- 94) 藤本武『最低賃金制』岩波新書、1967年、pp.137-142。
- 95) 拙稿「日本資本主義の再生産構造の危機」、『経済』2001年10月、参照。
- 96) 「働きすぎに悲鳴、なぜ妻・母から、投書相次ぐ」(『朝日新聞』2002.9.3)、「過労労災最多ベース、(本年度)上期認定115件、すでに昨年度の8割」(『日本経済新聞』2002.11.2)を参照。「大阪過労死問題連絡会」ホームページによれば、1997年の過労死認定請求539件に対し、認定73件、これが2001年には請求690件、認定143件に増えたという。この連絡会は、循環器系疾患による死亡者は毎年30万人にのぼるが、うち少なくとも数万人が過労死したと推定している。